

令和 3 年 6 月 2 1 日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

企画等専門調査会座長 合田 幸広

企画等専門調査会における審議結果について

下記の事項について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

記

令和 2 年度食品安全委員会運営状況報告書について

以 上

令和2年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和3年6月2日

目次

| | | | |
|-----------------------------------|---|-------------------------------------|----|
| I 総論 | 1 | 第7 緊急の事態への対処 | 13 |
| 第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項 | 1 | 1 緊急事態への対処 | |
| 1 事業運営方針 | | 2 緊急事態への対処体制の整備 | |
| 2 重点事項 | | 3 緊急時対応訓練の実施 | |
| II 令和2年度における委員会の取組 | 3 | 第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 | 14 |
| 第2 委員会の運営全般 | 3 | 第9 国際協調の推進 | 15 |
| 1 委員会会合の開催 | | 1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 | |
| 2 企画等専門調査会の開催 | | 2 海外研究者等の招へい | |
| 3 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催 | | 3 海外の食品安全機関等との連携強化 | |
| 4 委員会と専門調査会等の連携の確保 | | 4 海外への情報発信 | |
| 5 リスク管理機関との連携の確保 | | III 令和元年度における委員会の運営状況の総括 | 16 |
| 6 事務局体制の整備 | | (参考資料) | |
| 第3 食品健康影響評価の実施 | 4 | 参考1 食品健康影響評価の審議状況 | 1 |
| 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 | | 参考2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況 | 2 |
| 2 評価ガイドライン等の策定 | | 参考3 主な食品健康影響評価の概要 | 10 |
| 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 | | 参考4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について | 14 |
| 第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 | 7 | 参考5 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況 | 19 |
| 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 | | 参考6 情報発信、意見交換会等の現状 | 36 |
| 2 食品安全モニターからの報告 | | | |
| 第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 | 8 | | |
| 1 食品健康影響評価技術研究の推進 | | | |
| 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 | | | |
| 3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 | | | |
| 第6 リスクコミュニケーションの促進 | 9 | | |
| 1 様々な手段を通じた情報の発信 | | | |
| 2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 | | | |
| 3 関係機関・団体との連携体制の構築 | | | |

| <p style="text-align: center;">食品安全委員会令和2年度運営状況報告書（案）</p> | <p style="text-align: center;">令和2年度食品安全委員会運営計画 （令和2年3月31日食品安全委員会決定）</p> |
|---|--|
| <p>I 総論</p> <p>第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>1 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、令和2年度食品安全委員会運営計画（令和2年3月31日委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p> | <p>第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>（1）事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> |
| <p>2 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>新型コロナウイルス対策を徹底しながら、調査審議を実施した。委員会を32回、専門調査会等を111回（内105回はweb会議）開催し、90案件の評価依頼を受け、98案件の評価を終了した。（第3の1（1）～（3）参照）</p> <p>a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進</p> <p>農薬取締法改正に伴い導入される令和3年度からの農薬の再評価に対応することを踏まえ、農薬専門調査会を農薬第一専門調査会から第五専門調査会までの5つの専門調査会に再編し、リスク管理機関と連携しつつ準備作業を進めた。</p> <p>b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施</p> <p>研究事業の成果が得られたこと等を踏まえ、ポリマー添加剤を使用する食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度導入や、溶出試験法で得られた知見の反映の観点から、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を改訂し、10月6日の第792回委員会会合において公表した。リスク評価の実施へ向けて、リスク管理機関と調整を進めた。</p> <p>c. 新たな評価手法の導入に向けた検討</p> <p><i>in silico</i> 評価方法のうち(Q)SAR ((Quantitative) Structure-Activity Relationship: (定量的) 構造</p> | <p>（2）重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進</p> <p>平成30年6月の農薬取締法の改正によって、国内登録のある農薬について一定期間ごとに最新の科学的水準に立って実施する再評価制度が令和3年度から開始されることから、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるよう準備作業を進める。</p> <p>b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施</p> <p>平成30年6月の食品衛生法の改正によって、食品用器具・容器包装について国際整合的なポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質に関し、評価指針等に基づき、リスク評価依頼がなされた物質から順次リスク評価を行う。</p> <p>c. 新たな評価手法の導入に向けた検討</p> <p>ベンチマークドーズ法について、「食品健康影響評価における</p> |

活性相関) について、評価技術企画ワーキンググループにおいて「食品健康影響評価において(Q) SAR を活用して変異原性を評価する場合の手引き」をとりまとめ、3月2日の第806回委員会会合において報告した。

また、ベンチマークドーズ法について、指針に基づき、動物試験で得られたデータでの活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、調査事業等を通じ、既存の適用事例に関する情報等の知見の蓄積を行い、検討を進めた。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、ウェブを活用してリスクコミュニケーションを行うこととし、状況に応じてオンライン会議システムや動画配信を活用して実施した。

地方公共団体を対象とした全国食品安全連絡会議を9月及び2月に開催したほか、食品関係事業者や関係団体をメインターゲットとした精講を10月に開催した。いずれも情報発信に YouTube を利用した。地方公共団体との共催による意見交換会はオンライン会議システムを利用して実施した。

また、一般消費者や学校関係者、食品関係事業者を含む関係者を対象として、SNS (特に Facebook と YouTube) による情報発信及びホームページのコンテンツ充実に努めた。

③ 研究・調査事業の活用

8月17日の研究・調査企画会議において、令和3年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題について「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和3年度)」(以下「優先実施課題」という。)を取りまとめ(参考5-4)、これに基づき、令和3年度研究課題について、公募、事前評価を経て採択を行った。また、令和2年度に実施中の研究課題及び既に終了した調査・研究課題に対し、同会議による中間評価、事後評価及び追跡評価において、成果及びその活用について審議を行った。

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

海外への情報発信については、評価が終了した食品健康影響評価の概要や評価指針等の英訳及びホームページへの掲載、委員会英文ジャーナル「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」の発行等により積極的に取り組んだ。

予定していた国際会議等への出席や海外の専門家の招へいしたワークショップの開催等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くが来年以降への延期となったが、一部ウェブ開催に変更となり開催された会議等への出席や、海外の食品安全機関とのウェブ会議システムを利用した日常的な意見交換・情報交換等を通じ、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集を行った。

ベンチマークドーズ法の活用に関する指針「動物試験で得られた用量反応データへの適用」(令和元年10月29日委員会決定)に基づき、その活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。また、in silico 評価方法の活用を推進するため、その適用手順等について知見の蓄積を行う。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成22年12月16日委員会決定(令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。))等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、協力文書を締結している機関との定期会合や海外の専門家を招へいして国際ワークショップを開催する等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。

Ⅱ 令和元年度における委員会の取組

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

32回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。なお、1回臨時会合を開催した。

(2) 企画等専門調査会の開催

6月12日の第30回会合において、令和元年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、令和2年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。そのほか、令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。

11月14日の第31回会合においては、令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和2年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。

2月4日の第32回会合においては、令和2年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、以下のとおり委員会に報告することとなった。

- ・ 「Unicapsula seriola」は評価に必要と考えられる科学的知見が不足していることから「自ら評価」案件として取り上げないが、引き続き科学的知見の集積の動向を注視する。

また、令和3年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、これを了承した。さらに、令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告を行うとともに、令和3年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催

添加物専門調査会（7回）、農薬第一専門調査会（4回）、農薬第二専門調査会（9回）、農薬第三専門調査会（8回）、農薬第四専門調査会（7回）、農薬第五専門調査会（7回）、動物用医薬品専門調査会（12回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（2回）、プリオン専門調査会（4回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（10回）、新開発食品専門調査会（1回）、肥料・飼料等専門調査会（9回）をそれぞれ開催した。

また、栄養成分関連添加物ワーキンググループ（1回）、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（6回）、評価技術企画ワーキンググループ（5回）、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ（7回）、鉛ワーキンググループ（5回）、菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ（2回）をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、9件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

(2) 企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会等を合同で開催

| | |
|--|--|
| <p>専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行ったものについては、以下のとおり。</p> <p>5月18日の動物用医薬品専門調査会に肥料・飼料等専門調査会及び農薬第二専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>7月29日の動物用医薬品専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>8月19日の栄養成分関連添加物ワーキンググループに新開発食品専門調査会の専門委員2名及び添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>8月21日の添加物専門調査会にかび毒・自然毒等専門調査会専門委員の専門委員1名を招いて調査審議を行った。</p> <p>3月19日の添加物専門調査会にアレルギーを含む食品に関するワーキンググループの専門委員3名を招いて調査審議を行った。</p> <p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員が全ての専門調査会へ出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、11月11日及び2月5日に開催された食品安全行政に関する関係府省連絡会議や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 昨今の食品安全に関する課題に対応した評価体制を強化するため、所要の体制整備等を内容とする予算、機構・定員要求を行い、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度導入のための定員及び薬剤耐性菌のための定員を措置し、体制を強化した。</p> | <p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p> |
| <p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。</p> <p>添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする90件について食品健</p> | <p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> |

康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、98件について評価結果を通知した。
以下は、その概要である。

なお、専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考2のとおりである。

企業申請品目については、リスク管理機関から49件の評価要請を受け、前年度までに要請のあったものを含めて、51件の評価結果をリスク管理機関に通知した。標準処理期間を超過したものはなかった。

① 添加物（栄養成分関連添加物及び香料を含む。）

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に計8件の評価結果を通知した。

② 農薬

厚生労働省又は農林水産省から計41件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計39件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

厚生労働省又は農林水産省から計7件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計15件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、同省に1件の評価結果を通知した。

⑤ 微生物・ウイルス

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に計2件の評価結果を通知した。

⑥ プリオン

厚生労働省から計2件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計4件の評価結果を通知した。

⑦ 遺伝子組換え食品等

厚生労働省又は農林水産省から計30件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計10件の評価結果を通知した。

⑧ 新開発食品

前年度までに要請のあったものを含めて、消費者庁に1件の評価結果を通知した。

⑨ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計7件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計16件の評価結果を通知した。

⑩ 薬剤耐性菌

前年度までに要請のあったものについて、農林水産省に2件の評価結果を通知した。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

10月6日の第792回委員会会合において、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を改訂した。

薬剤耐性菌については、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」の改訂の検討を進めた。

農薬については、農薬第一専門調査会において「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」及び「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」をとりまとめた。なお、令和3年4月6日の第811回委員会会合において、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」の関係資料として位置づけるための指針の一部改訂を行った。

添加物については、研究事業の取りまとめを活用して、評価指針の改訂（国際的な動向を踏まえた評価手法の改訂及び乳児を対象にした評価手法の策定等）を進めた。

遺伝子組換え食品等については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の改訂の検討を進めた。

評価技術企画ワーキンググループにおいて、「食品健康影響評価において(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き」をとりまとめ、3月2日の第806回委員会会合において報告した。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

公募等により寄せられた意見等を踏まえ、企画等専門調査会において審議を行い、2月16日の第805回委員会会合において審議した。その結果、「自ら評価」案件として選定されたものはなかったが、以下のとおり対応することとした。

- ・ 「Unicapsula seriola」は評価に必要と考えられる科学的知見が不足していることから「自ら評価」案件として取り上げないが、引き続き科学的知見の集積の動向を注視する。

(2) 「自ら評価」の実施

① 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価

平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」について、平成20年5月13日に化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワーキンググル

2 評価ガイドライン等の策定

本年度においては、器具・容器包装について、ポリマー添加剤の評価に対応するため、食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年5月28日委員会決定）の改訂を行うとともに、薬剤耐性菌について、国際的な動向を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を行う。

農薬については、再評価制度の開始も見据え、最新の科学的知見を踏まえ、残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日委員会決定）の改訂に向けて精力的に検討を進める。

添加物については、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を検討するとともに、遺伝子組換え食品等については、より適切な評価の推進のため、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日委員会決定）及び遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日委員会決定）の改訂を検討する。

3 「自ら評価」の推進

(1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の調査審議の推進

前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進める。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）
- ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）

| | |
|--|--|
| <p>ープ及び平成31年4月23日に設置した鉛ワーキンググループにおいて、調査事業等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行っている。</p> <p>② アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価 平成27年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価」について、平成29年10月1日に設置したアレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて、調査事業等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行っている。</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信 ① 「自ら評価」の評価結果について 令和2年度内に評価が終了した案件はなかった。</p> <p>② 「自ら評価」案件選定過程で決定された事項（情報収集等）について 平成30年度の「自ら評価」案件としては選定されなかったが「積極的な情報収集及び情報提供を行う」とされた「魚・魚加工品中のヒスタミン」について、ヒスタミンの科学的知見の収集に関する調査結果を元にファクトシートを最新の内容に更新し、ホームページで情報提供を行った。また、ダイオキシン類の科学的知見の収集に関する調査結果を元にファクトシートを最新の内容に更新し、ホームページで情報提供を行った。</p> | <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等 「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。 「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p> |
| <p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 リスク管理機関に対し、平成30年10月1日から令和元年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認する施策の実施状況調査（第25回）を10月に開始し、3月16日の第808回委員会会合においてその概要を報告した。 今回の調査対象は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目（154件）と、平成30年9月30日以前に通知が行われたが前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（87件）の合計241件であり、このうちリスク管理措置済みとなった品目が158件、次回への調査継続となった品目が83件であった（参考4）。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告 ・ 随時報告について、平成31年4月から令和2年3月までに食品安全モニターから21件の提案・報告を受け付け、その概要を7月21日の第784回委員会会合において報告した。分野別では、「微生物・ウイルス等」に該当するものが最も多く9件、関係省庁別では、厚生労働省に関するものが最も多く14件であった。 ・ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査については、令和3年2月に実施し、その結果の取りまとめを行っている。</p> | <p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和3年2月を目途に実施する。</p> |

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

研究・調査企画会議事後評価部会において、令和元年度に終了した9研究課題について事後評価を実施し、9月1日の第788回委員会会合において評価結果を報告した(参考5-3)。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。

研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、9課題中の2課題を対象として「令和2年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を3月3日に公開で開催した。

(2) 本年度における研究課題の実施

令和元年度採択課題(7課題)及び令和2年度採択課題(9課題)について研究を実施した(参考5-1、5-2)。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和3年度に継続実施予定の課題(10課題)については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会(以下「事前・中間評価部会」という。)において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、3月2日の第806回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した(参考5-6)。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

事前・中間評価部会において、令和3年度の優先実施課題(案)を取りまとめ、9月1日の第788回委員会会合において決定した(参考5-4)。この優先実施課題に基づき、研究課題の公募を行った(9~10月)。

公募の際には、プレスリリースを行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、3月2日の第806回委員会会合において2課題の採択を決定した(参考5-5)。

(4) 適切な経理の確保

2~3月に、令和2年度新規採択課題を中心に6機関の経理事務担当者に対し、研究費の適正な執行を確保するため、書面による自己点検及び指導を行った。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。

新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図った。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日

| | |
|--|---|
| <p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 令和3年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、3月2日の第806回委員会会合において3課題を選定し(参考5-7)、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。</p> <p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 令和2年度調査課題(6課題)について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査を実施した(参考5-7)。 調査結果報告書については、著作権等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 12月25日の研究・調査企画会議プログラム評価部会において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。</p> | <p>関係府省申合せ)) 等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p> <p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p> <p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p> |
| <p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 各媒体の利用傾向を把握し、食品健康影響評価その他の食品の安全性について、情報発信を行った。</p> | <p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p> <p>科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。本年度の重点テーマは「食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とするとともに、重点対象者は学校教育関係者及び食品関係事業者とするが、機動的な対応が必要な案件が生じた際には、適切に対応する。 また、一般消費者などの国民を対象とした意識調査等を実施し、対象者のニーズの把握に努める。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p> |

(1) ホームページ

ホームページで、食品健康影響評価結果等の科学的情報、委員会及び専門調査会の開催状況等を提供した。小学校高学年を対象としたコンテンツ「キッズボックス」については、食中毒予防や、食品の安全は摂取した食品や物質の量に関係するといった、食品安全の基本的な考え方を取り上げ、毎月更新した。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、4月に「新型コロナウイルス感染症と食品について」のページを開設し、食品そのものや包装から新型コロナウイルス感染症に感染したという知見・情報は得られていないこと、感染予防に効果がある食品の報告はないことなどを掲載した。

また、掲載情報をより見やすくするため、下記の掲載の見直しを行った。

- ・「キッズボックス」、「お母さんになるあなたへ」、「食の安全ダイヤルQ&A」のそれぞれのページに相互にリンクできるバナーを設置。
- ・50音ハザード情報について、検索が容易になるよう構成を見直すとともに、補足情報を追記した。

(2) SNS等

① Facebook

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、Facebookにおいて、健康食品で感染症が防げるものはないことや、テイクアウトやデリバリー食品の喫食、販売時の注意点について、積極的に発信した。また、食中毒予防に役立つ情報、いわゆる「健康食品」に関するメッセージ、カフェインの過剰摂取を防止する注意喚起等を科学的根拠とともに発信した（約4本/週、計203本）。

加えて、秋ごろから全国で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、風評被害を防止するため、新たな都道府県での発生の都度、リスク管理機関が発する情報とともに、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないことを配信した（計23回）。

② メールマガジン

メールマガジン「Weekly版」を原則毎週発行し、委員会の開催情報等を通知した。

また、秋ごろから全国で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、風評被害を防止するため、新たな都道府県での発生の都度、メールマガジン「臨時号」により、リスク管理機関が発する情報とともに、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないことを配信した（計23回）。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。特に、一般消費者向けの情報について、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を見直し、本年度内に更新する。

(2) SNS等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、新たな媒体の活用を含めた各ツールの役割分担・連携について、前年度に行った利用状況分析やアンケート結果を踏まえ、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、改善を進める。

① Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、上記利用状況分析やアンケート結果も踏まえた利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly版」として発信するとともに、「読物版」として、消費者のみならず食品関係事業者等にも役に立つ食品健康影響評価等の内容や食品の安全に関する情報を分かりやすく解説して発信する。

③ ブログ

Facebook 及びメールマガジン「読物版」で発信した科学的情報を広く提供するため、随時ブログに掲載した（約4本/週、計202本）。

④ YouTube

10月に「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル - ノロウイルス -」の動画を配信した。また、食品安全の基礎知識やキッズボックスの内容を紹介する動画、及び「いわゆる『健康食品』に関する19のメッセージ」の動画を配信した。

地方公共団体との食品安全連絡会議における情報発信も YouTube を活用し、9月と2月に開催した。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での配布は限定的となったが、広報誌「食品安全」については、全国の消費者団体や希望する図書館等に約3,000部配布するとともに、関係省庁の記者クラブへ発行したことを周知し、Web版とともに活用を呼びかけた。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」についても、講師派遣や意見交換会等の際の資料として可能な限り配布を行った。学会の出展ブース等で掲示するポスターについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により出展での掲示の機会はなかったが、来庁者の目に触れるよう、定期的に貼り替えながら事務局内に掲示した。

(4) 食品の安全性に関する用語集

新型コロナウイルスの影響により、消費者との意見交換会等が中止となり、冊子の配布は予定通り実施できなかったが、全国食品安全連絡会議の機会に全国の地方公共団体に配布し、好評を得ている。

疫学に関連する用語の見直しを行い、3月にウェブサイト版を更新するとともに、Facebook やブログで周知した。

2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebook で配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

「精講：食品健康影響評価」等の講座について、講座参加者への復習の機会と、講座に参加できなくとも講座内容を視聴する機会を提供するため、動画として見やすい形になるよう資料を入れ込むなどの編集をした上で、掲載する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」を、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスター（2019年改訂）について、学会のブース出展等で掲示し、来場者への食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

くわえて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について、食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会等では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

冬季に発生件数が急増するノロウイルスによる食中毒の予防に資するため、食品事業者、研究者、行政担当等の専門家を対象に、10月に、講座「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル-ノロウイルス-」についてYouTubeを活用して動画配信し、受け付けた質問をもとにQ&A集を作成し、公表した。

(2) 意見交換会、講師派遣等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の業務を優先することを理由として、意見交換会を開催した地方公共団体は少なかった。京都府と名古屋市は食品安全委員会と共催の意見交換会を、いずれもオンライン会議システムを利用して開催した。

地方公共団体の主催する意見交換会・講習会への講師派遣は4回（岩手県、石川県、仙台市、甲府市）実施した。消費者団体、事業者団体の要請を受け、消費科学センター、消費者団体連合会、コープデリ生活協同組合連合会に講師を派遣した。その他、大学、学会、展示会の講演に講師を派遣した。オンラインによる講演が主であり、訪問先からオンライン配信する場合もあった。

海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により対応できなかった。

(3) 訪問学習受入れ

オンライン会議システムを利用し、防衛医科大学、慶應義塾大学及び新潟大学の学生の訪問学習の受け入れを行った。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

「食の安全ダイヤル」に寄せられた消費者等からの問合せに対応した。必要に応じ、隔週で開催されるリスクコミュニケーション担当者会議にて関係省庁（消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省）へ情報を提供した。

よく聞かれる質問等について、Q&Aをホームページで公開しており、古い情報の改訂を進めた。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子で学べる特設ウェブコンテンツ「知ろう！考えよう！食べものと放射性物質」を公開した。また、一般消費者を対象とした食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える 食品中の放射性物質」をオンライン開催し、意見交換を行った。

(1) 評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を複数地域で開催する。

(2) 意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を各地で開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受け入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

| | |
|---|---|
| <p>リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った（26回）。</p> <p>（2）地方公共団体との連携 地方公共団体が行うリスクコミュニケーションによって、より効果的に科学的知識の普及が図られるよう、全国食品安全連絡会議を9月と2月に開催した。9月のテーマは「リスクコミュニケーション」、2月のテーマは「残留農薬のリスク評価」と定め、それぞれYouTubeにより情報を動画で配信し、参加団体から寄せられた質問をもとにQ&A集を作成し、共有した。</p> <p>（3）マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） 消費者団体の要望を踏まえつつ、食品安全委員会が行っている情報発信の取り組みや健康食品に関して消費者団体の構成員向けに情報提供し、意見交換を行った。また、マスメディアに対しては残留農薬のリスク評価に関してオンラインセミナーを開催し、意見交換を行った。</p> <p>（4）学術団体との連携 日本薬学会レギュラトリーサイエンス部会のフォーラム、日本食品化学学会シンポジウム及び日本食品衛生学会近畿ブロック公開セミナーに講師として委員を派遣した。 令和2年度の学会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止ないしはオンライン開催とする学会が多く、ブース出展はできなかった。日本農薬学会の要旨集に、食品安全委員会の活動を紹介する広告を掲載した。</p> | <p>（2）地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（2（2）参照） さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>（3）マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、定期的に意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 マスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</p> <p>（4）学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、講演等とブース出展を行う。</p> |
| <p>第7 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、災害発生時における食中毒への注意を促す情報やCOVID-19と食品との関係に関する情報について、Facebookを通じて提供を行った。</p> | <p>第7 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 緊急事態への対処体制の整備 令和2年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について2月4日の第32回企画等専門調査会において報告し、検証を行った。 また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 令和2年2月18日の第773回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする令和2年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応手順研修：5月29日 ・ 情報収集・発信研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信研修：7月15日 ・ 情報収集研修：7月17日 ・ 情報共有・発信研修：7月29日及び7月31日（2回開催） ・ 対応事例講習会：10月7日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認訓練：12月10日 <p>訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制を強化する必要があること。 ・ 実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は効果的な設計であり、次年度についても、引き続き訓練を実施すること。 ・ テレワークを実施している職員がいる状態における緊急時対応を想定した訓練を実施する必要があること。 | <p>供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月（着任者研修・実務研修）、12月（確認訓練）を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p> |
| <p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配布した。 収集した情報を隔週で「食品安全総合情報システム」に登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームペ</p> | <p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ージを通じて国民に対して情報提供を行った。</p> <p>また、国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</p> <p>食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。</p> <p>緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門調査会等の専門委員選任に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。</p> | <p>日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p> |
| <p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた国際会議等については、多くが翌年以降に延期となったが、一部についてはウェブ会議システムを利用することにより開催された。ウェブ会議システムを利用することにより開催された下記の会議等については、委員、専門委員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年6月 第89回FAO/WHO合同食品添加物会議（JECFA） （テーマ：食品添加物） WHOエキスパートとして専門委員1名が参加。 ・ 2020年6月 第35回経済開発協力機構（OECD）農薬作業部会 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が参加。 ・ 2020年9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2020年4月20日 情報収集のため委員1名及び事務局職員4名が参加。 ・ 2020年10月 2020国際食品保全学会（IAFP）（テーマ：食品衛生） 情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加。 ・ 2021年3月 第2回食品安全機関会合（Heads of Food Agencies Forum） 意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加。 ・ 2021年3月 米国毒性学会 情報収集のため事務局職員1名が参加。 | <p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2020年5月 Prion2020</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）トレーニングコース 6月 第89回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA） （テーマ：食品添加物） 6月 第35回OECD農薬作業部会 8月 米国バイオ規制視察 9月 JMPR 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2020 10月 第90回JECFA（テーマ：食品汚染物質） 10月 化学物質の複合曝露に関する国際ワークショップ及びリスク評価手法に関するリエゾングループ物理的会合 <p>2021年3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>2 海外研究者等の招へい 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外から研究者や専門家を招へいたイベントを開催することができなかった。</p> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化 米国食品医薬品庁国立毒性研究センター（NCTR/FDA）が中心となり開催された2021年レギュラトリーサイエンスに関する国際会合（GSRS2021）並びに豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、アイルランド食品安全庁（FSAI）及びサウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）が中心となり開催された第2回食品安全機関会合（Heads of Food Agencies Forum）にウェブ参加し、情報交換を行うとともに海外の食品安全機関等との連携の構築を図った。また、協力文書を締結している食品安全機関とは、担当者間の日常的なメールでの連絡に加え、2021年2月にはウェブ会議システムを利用して欧州食品安全機関（EFSA）と担当者間の情報及び意見交換会を行った。 なお、6月にはEFSA主催の科学的専門家会合（EFSA Scientific Colloquium）に、8月にはドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）のリスク評価及びリスクコミュニケーションに関するサマースクールに事務局職員を派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が1年見送られた。 このほか、各国の食品安全に係るリスク管理・評価機関担当者がメンバーとなっている「リスクコミュニケーションに関する国際リエゾングループ（IRCLG）」や「食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ（ILMERAC）」等に参加し、適宜情報交換を行った。</p> <p>4 海外への情報発信 英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、海外への情報発信の充実のため、英語版ホームページの改善を図った。 委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」について、vol. 8 No. 2（令和2年6月）、vol. 8 No. 3（令和2年9月）、vol. 8 No. 4（令和2年12月）及びvol. 9 No. 1（令和3年3月）を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、これらは、Vol. 4 No. 1（平成28年3月）以降に発行したバックナンバーも含め、Information, U.S. 内のNational Library of Medicineが運営する生物医学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ（PubMed Central：PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。</p> | <p>2 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合を開催する。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p> <p>4 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p> |
| <p>Ⅲ 令和2年度における委員会の運営状況の総括 委員会の事業運営については、おおむね、令和2年度食品安全委員会運営計画に基づき実施することができたが、その運営状況について総括すると、以下のとおりである。 今後、令和3年度食品安全委員会運営計画に基づく事業運営に当たっては、以下に総括された内容を踏まえて実施していくことが望まれる。</p> <p>1 食品健康影響評価 令和2年度は、計100件の評価を終了してリスク管理機関に通知しており、確実に評価を実施できた</p> | |

考える。しかしながら、依然として評価中の案件が約285件あること等を考えると、引き続き、評価体制の強化が必要である。また、国際機関等とは定期会合等での連携が進んできており、今後ともリスク評価の動向等も踏まえ、国際機関等と積極的に情報交換を行い、国際動向にも沿った評価の迅速化・効率化を図る必要がある。

2 食品健康影響評価技術研究

食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価等を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考える。今後も引き続き、事業の透明性を確保するため事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、募集段階から目的意識を明確化するなど、真に必要性の高いものを選定する必要がある。

3 リスクコミュニケーション

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が大きく変動する中、オンライン会議システムや動画配信、SNS等のツールを利用しながらリスクコミュニケーションを進めた。情報発信については広く実施したものの、本来のリスクコミュニケーションの形である双方向のコミュニケーションの実践については課題が残った。戦略的なリスクコミュニケーションを実施するためには、今後も、限られた資源（人員、予算）の効率的な活用の観点から、リスクコミュニケーションの実施分野（テーマ）や対象者（関係グループ）の重点化を進めていく必要がある。

4 国際関係

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降、予定していた多くの国際会議等が中止や延期となり、海外の専門家の招へいによる国際セミナーやワークショップの企画及び開催が困難な状況が継続しているが、メールやウェブ会議システムを利用して海外の関係機関との情報及び意見交換を行い、また、英語版ホームページや英文電子ジャーナルを通じて、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、食品安全委員会が行う食品健康影響評価の概要及び評価指針等を国内外に広く情報発信することができたと考える。今後は、海外への積極的な情報発信を継続するとともに、将来的な対面での意見交換・情報交換を模索しつつ、ウェブ会議システムを利用した海外の関係機関との意見交換・情報交換の実施、海外の研究者や専門家を講師等に迎えたイベント開催の可能性を検討する。

注：月日の表記において、年を特定していない場合は、4月から12月までは令和2年、1月から3月までには令和3年を指す。

令和2年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

参考資料

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 参考1 | 食品健康影響評価の審議状況 | 1 |
| 参考2 | 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況 | 2 |
| 参考3 | 主な食品健康影響評価の概要 | 10 |
| 参考4 | 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果 について | 14 |
| 参考5 | 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況 | 19 |
| 参考6 | 情報発信、意見交換会等の現状 | 36 |

食品健康影響評価の審議状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 要請件数 注1、2) | うち 令和 2 年 度分 | 自ら評価 注 3) | 合計 | 評価終了 件数 | うち 令和 2 年 度分 | 意見 募集中 注4) | 審議中 注3) |
|----------------------------------|---------------|--------------------|--------------|------|------------|--------------------|------------------|------------|
| 添加物 | 296 | 1 | | 296 | 295 | 8 | 0 | 1 |
| 栄養成分添加物 | 2 | 0 | | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 香料 | 7 | 0 | | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 農薬 | 1283 | 41 | | 1283 | 1120 | 39 | 3 | 160 |
| うちポジティブリスト関係 | 543 | 1 | | 543 | 404 | 5 | 0 | 139 |
| うち清涼飲料水 | 25 | 0 | | 25 | 25 | 0 | 0 | 0 |
| うち飼料中の残留農薬基準 | 59 | 0 | | 59 | 40 | 1 | 0 | 19 |
| 動物用医薬品 | 632 | 7 | 2 | 634 | 608 | 15 | 0 | 26 |
| うちポジティブリスト関係 | 137 | 0 | | 137 | 114 | 10 | 0 | 23 |
| 器具・容器包装 | 22 | 1 | | 22 | 19 | 1 | 0 | 3 |
| 汚染物質等 | 67 | 0 | 3 | 70 | 68 | 0 | 0 | 2 |
| うち清涼飲料水 | 52 | 0 | | 52 | 51 | 0 | 0 | 1 |
| 微生物・ウイルス | 21 | 1 | 2 | 23 | 23 | 2 | 0 | 0 |
| プリオン | 67 | 2 | 14 | 81 | 73 | 4 | 0 | 8 |
| かび毒・自然毒 | 9 | 0 | 5 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 遺伝子組換え食品等 | 347 | 30 | | 347 | 312 | 10 | 9 | 26 |
| 新開発食品 | 91 | 0 | 3 | 94 | 94 | 1 | 0 | 0 |
| 肥料・飼料等 | 310 | 7 | | 310 | 259 | 16 | 3 | 48 |
| うちポジティブリスト関係 | 143 | 0 | | 143 | 101 | 9 | 3 | 39 |
| 薬剤耐性菌 | 68 | 0 | 1 | 69 | 59 | 2 | 1 | 9 |
| 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ | 1 | | | 1 | 1 | | | 0 |
| 食品による窒息事故に関するワーキンググループ | 1 | | | 1 | 1 | | | 0 |
| 放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ | 2 | | | 2 | 2 | | | 0 |
| アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ | | | 1 | 1 | | | | 1 |
| その他（指定成分、アルミニウム等） | 2 | | 1 | 3 | 3 | | | 0 |
| 合計 | 3228 | 90 | 32 | 3260 | 2955 | 98 | 16 | 285 |

- (注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。
- 3 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 5 自ら評価案件については、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等について、その数を記入しているものもある。審議中の案件は「食品及び器具・容器包装中の鉛」、「アレルギー物質を含む食品」である。
- 6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 7 「薬剤耐性菌」欄には、肥飼料・微生物合同調査会（H18.3.6～H27.8.24）で審議したものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(2021年4月1日現在)

参考2

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|------------|-----|---|----|
| 2003/7/3 | 厚 | 清涼飲料水の規格基準を改正すること（汚染物質1物質） | 1 |
| 2003/12/8 | 農 | 薬剤耐性菌 飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※（スルファキノキサリン及びスルフォンアミド系合成抗菌剤。水生動物に使用するテトラサイクリン系抗生物質及びマクロライド系抗生物質。） | 4 |
| 2004/10/29 | 農 | 動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）[肥][耐]、動物用医薬品 チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）[耐] | 3 |
| 2005/2/14 | 厚 | 農薬 ジコホール | 1 |
| 2005/8/5 | 農 | 動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤（動物用シノラル液）[肥]、動物用医薬品 ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））[耐] | 2 |
| 2005/9/13 | 厚 | 動物用医薬品 アンピシリンナトリウム[肥]、スルファメトキサゾール[肥]、 | 2 |
| 2006/7/18 | 厚 | 動物用医薬品 アンピシリン☆[肥]、スルファメトキサゾール☆[肥] | 2 |
| 2006/7/18 | 厚 | 農薬 ジコホール☆、 | 1 |
| 2006/12/19 | 厚 | 農薬 フリラゾール☆ | 1 |
| 2007/1/15 | 厚 | 農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆ | 2 |
| 2007/1/15 | 厚 | 動物用医薬品 クマホス☆ | 1 |
| 2007/2/6 | 厚 | 農薬 スピロキサミン☆ | 1 |
| 2007/2/6 | 厚 | 動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン、スルフイソゾール | 3 |
| 2007/3/6 | 厚 | 農薬 トリチコナゾール☆ | 1 |
| 2007/3/6 | 厚 | 動物用医薬品 イソシンコメロン酸ニプロピル☆ | 1 |
| 2007/3/20 | 厚 | 動物用医薬品 スルファチアゾール☆[肥]、スルファジメトキシ☆[肥]、スルファモメトキシ☆[肥] | 3 |
| 2007/5/22 | 厚 | 動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆[肥] | 1 |
| 2007/6/5 | 厚 | 農薬 メソスルフロメチル☆、スルフェントラゾン☆ | 2 |
| 2007/8/28 | 厚 | 動物用医薬品 ジクロキサシリン☆[肥] | 1 |
| 2007/10/2 | 厚 | 農薬 ジクロメジン<一部>☆ | 2 |
| 2007/12/18 | 厚 | 農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ | 2 |
| 2008/3/11 | 厚 | 農薬 酸化プロピレン☆、ブロディファコウム | 2 |
| 2008/3/25 | 厚 | 農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロ、ピリデート、フッ化スルフリル | 4 |
| 2008/6/3 | 厚 | 動物用医薬品 トビシリン[肥] | 1 |
| 2008/7/8 | 厚 | 農薬 クロキントセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆ | 2 |
| 2008/7/8 | 厚 | 器具・容器包装 ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ | 1 |
| 2008/9/5 | 厚 | 器具・容器包装 カドミウム、鉛 | 2 |
| 2009/2/3 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆ | 2 |
| 2009/2/9 | 厚 | 農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ | 7 |
| 2009/3/24 | 厚 | 農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ | 2 |
| 2009/3/24 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆ | 2 |
| 2010/2/16 | 厚 | 動物用医薬品 クロキサシリン☆[肥] | 1 |
| 2010/2/16 | 厚 | 対象外物質 アスタキサンチン☆[肥]、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆[肥]、β-カロテン☆[肥]、クエン酸☆[肥]、酒石酸☆[肥]、トウガラシ色素☆[肥]、乳酸☆<農薬用途もあり>[肥]、マリーゴールド色素☆[肥]、メナジオン☆[肥]、レチノール☆[肥] | 11 |

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|------------|-----|--|----|
| 2010/3/1 | 厚 | 農薬 フルロキシピル☆ | 1 |
| 2010/3/23 | 厚 | 農薬 ベンタゾン☆ | 1 |
| 2010/5/11 | 厚 | 農薬 クロルデン☆ | 1 |
| 2010/6/22 | 農 | 農薬 ベンタゾン☆〈飼〉 | 1 |
| 2010/8/12 | 厚 | 農薬 ハロキシホップ☆ | 1 |
| 2010/9/13 | 厚 | 農薬 クロマゾン☆、トリクロピル☆ | 2 |
| 2010/9/27 | 厚 | 農薬 酸化フェンブタズ☆ | 1 |
| 2010/11/12 | 厚 | 農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、モノクロトホス☆ | 8 |
| 2010/11/15 | 農 | 農薬 テルブホス〈飼〉☆ | 1 |
| 2010/12/10 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆ | 2 |
| 2010/12/10 | 厚・農 | 農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆〈一部〈飼〉〉 | 3 |
| 2011/1/24 | 厚 | 農薬 ベンコナゾール☆ | 1 |
| 2011/1/24 | 厚 | 動物用医薬品 セフロキシム☆[肥] | 1 |
| 2011/2/10 | 厚 | 農薬 エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆ | 3 |
| 2011/3/25 | 厚 | 農薬 エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、ブロモキシニル☆ | 3 |
| 2011/3/25 | 厚 | 動物用医薬品 ジミナゼン☆ | 1 |
| 2011/4/19 | 厚 | 添加物 カルミン | 1 |
| 2011/4/25 | 農 | 農薬 ブロモキシニル☆〈飼〉 | 1 |
| 2011/6/10 | 厚 | 農薬 フェナリモル☆ | 1 |
| 2011/9/22 | 厚 | 農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロメチル☆、2,4-DB☆、クロルスルフロン☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロメチル☆ | 11 |
| 2011/10/11 | 厚 | 農薬 ジクロホップメチル☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆ | 7 |
| 2011/10/11 | 農 | 農薬 アトラジン☆〈飼〉 | 1 |
| 2011/11/18 | 厚 | 農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆ | 3 |
| 2011/12/19 | 厚 | プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し(オランダ) | 1 |
| 2012/1/23 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆ | 2 |
| 2012/1/23 | 農 | 農薬 エチオン☆〈飼〉、ホレート☆〈飼〉、シハロトリン☆〈飼〉、ジクロロボス及びナレド☆〈飼〉 | 4 |
| 2012/1/23 | 厚 | 動物用医薬品 スルファジミジン☆[肥] | 1 |
| 2012/3/26 | 厚 | 農薬 リムスルフロン☆ | 1 |
| 2012/3/26 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆ | 2 |
| 2012/5/21 | 厚 | 農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆ | 3 |
| 2012/7/18 | 厚 | 農薬 テフルトリン☆ | 1 |
| 2012/7/18 | 厚 | 動物用医薬品 バシトラシン☆[肥] | 1 |
| 2012/8/21 | 農 | 農薬 シフルトリン☆〈飼〉 | 1 |
| 2012/8/21 | 厚 | 農薬 フサライド☆、フルスルファミド☆ | 2 |
| 2012/8/21 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆ | 2 |
| 2012/8/21 | 厚 | 動物用医薬品 カルバドックス☆[肥] | 1 |
| 2012/9/18 | 厚 | 農薬 メコプロップ☆ | 1 |
| 2013/1/22 | 農 | 農薬 クロルピリホスメチル☆〈飼〉、クロルフェンビンホス☆〈飼〉、シマジン☆〈飼〉、パラチオン☆〈飼〉 | 4 |
| 2013/1/30 | 厚 | 農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆ | 2 |
| 2013/3/12 | 厚 | 農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆ | 13 |
| 2013/3/12 | 農 | 農薬 ピリミホスメチル☆ | 1 |

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|------------|-----|--|----|
| 2013/4/2 | 厚 | プリオン プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※ | 1 |
| 2013/6/10 | 農 | 農薬 γ-BHC☆〈飼〉、ジメトエート☆〈飼〉、パラコート☆〈飼〉、メチダチオン☆〈飼〉 | 4 |
| 2013/6/12 | 厚 | 農薬 アラニカルブ☆、イマザキン☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆ | 7 |
| 2013/8/20 | 厚 | 農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニュロン☆ | 8 |
| 2013/8/20 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆[肥] | 2 |
| 2013/12/10 | 厚 | 動物用医薬品 ナイカルバジン☆[肥] | 1 |
| 2014/9/9 | 厚 | 農薬 ピラゾリネート☆ | 1 |
| 2015/1/8 | 厚 | プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※ | 1 |
| 2015/5/14 | 厚 | プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※ | 1 |
| 2015/9/30 | 厚 | プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※ | 1 |
| 2015/12/18 | 厚 | プリオン 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し※ | 1 |
| 2017/4/19 | 厚 | 農薬 ピレトリン☆ | 1 |
| 2017/8/3 | 厚 | プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓 ※ | 1 |
| 2017/11/30 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト（TU-IPI05B-1）（食品）■ | 1 |
| 2017/12/19 | 農 | 遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト（TU-IPI05B-1）（飼料）■ | 1 |
| 2018/7/4 | 農 | 動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤（エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス）■[耐] | 1 |
| 2019/1/10 | 厚 | 添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■ | 1 |
| 2019/2/27 | 農 | 動物用医薬品 アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤（アモスタックLA注）■[耐] | 1 |
| 2019/5/22 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 JPA003株を利用して生産されたリパーゼ■ | 1 |
| 2019/9/5 | 厚 | 農薬 ベンタゾン | 1 |
| 2019/9/5 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 シフルトリン | 1 |
| 2019/10/24 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性サトウキビ CTC175-A■、CA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■ | 2 |
| 2019/12/11 | 農 | 飼料添加物 ムラミダーゼ■ | 1 |
| 2020/1/28 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 Morph TG#626株を利用して生産されたα-グルコシダーゼ■ | 1 |
| 2020/2/13 | 厚 | 動物用医薬品 ジニトルミド ☆[肥] | 1 |
| 2020/3/17 | 厚 | 動物用医薬品 塩化ジデシルジメチルアンモニウム☆、オルトジクロロベンゼン☆、グリカルピラミド☆、クロステボル☆、ジブチルサクシネート☆、チオプロニン☆、トリブロムサラン☆、ニタルソン☆、ノルジェストメット☆、ヒドロコルチゾン☆、マホプラジン☆ | 11 |
| 2020/3/17 | 厚 | 飼料添加物 オルメトプリム☆、ジアベリジン☆、スルファクロルピリダジン☆、スルファジアジン☆、スルファドキシム☆、スルファモイルダブソン☆、ニフルスチレン酸ナトリウム☆、ピリメタミン☆、ロキササルソン☆、アンプロリウム☆、エトパベート☆、スルファキノキサリン☆、エンラマイシン☆、 | 13 |
| 2020/3/31 | 農 | 遺伝子組換え食品等 JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ■、（飼料）■ | 1 |
| 2020/5/13 | 厚 | プリオン 「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」※ | 1 |
| 2020/5/26 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 JPAN005株を利用して生産されたペクチナーゼ■ | 1 |
| 2020/7/13 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 LFS 株を利用して生産されたリパーゼ■ | 1 |

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|------------|-----|---|---|
| 2020/7/28 | 厚 | 農薬 ポリオキシシン（ポリオキシシンD亜鉛塩及びポリオキシシン複合体） ☆ | 2 |
| 2020/9/24 | 厚 | Raα3114株を利用して生産されたプロテアーゼ■ | 1 |
| 2020/9/24 | 厚 | RG-V1株を利用して生産されたL-バリン■ | 1 |
| 2020/10/5 | 農 | 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシMON87429系統（飼料）■ | 1 |
| 2020/10/16 | 農 | 遺伝子組換え食品等 長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネLBFLFK（飼料）■、 | 1 |
| 2020/10/19 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネLBFLFK（食品）■ | 1 |
| 2020/10/19 | 厚 | 肥料・飼料等 安息香酸■ | 1 |
| 2020/10/20 | 農 | 肥料・飼料等 安息香酸■ | 1 |
| 2020/11/11 | 厚 | 農薬 MCPA■ | 1 |
| 2020/11/11 | 厚 | 動物用医薬品 ルバベグロン■ | 1 |
| 2020/11/20 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 MAM株を利用して生産されたα-アミラーゼ■、DSM32805株を利用して生産されたキモシン■ | 2 |
| 2020/12/14 | 厚 | 農薬 プロパルギット■、ホラムスルフロン■ | 2 |
| 2021/1/7 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 線虫抵抗性及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズGMB151（食品）■、収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP202216）（食品）■ | 2 |
| 2021/1/12 | 農 | 遺伝子組換え食品等 線虫抵抗性及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズGMB151（飼料）■、収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP202216）（飼料）■ | 2 |
| 2021/2/9 | 厚 | 農薬 イプロジオン■、カズサホス■、クレトジム■、ピラフルフェンエチル■、フェナザキン■、フルフェノクスロン■、メトミノストロビン■ | 7 |
| 2021/2/9 | 厚 | 動物用医薬品・飼料添加物 ナイカルバジン■ | 1 |
| 2021/2/9 | 厚 | 動物用医薬品 アルベンダゾール■、アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）■ | 2 |
| 2021/2/4 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（飼料）■ | 1 |
| 2021/2/9 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）（食品）■、pPDX株を利用して生産されたホスホリパーゼ■ | 2 |
| 2021/3/18 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性カラシナRF3■、JPAN006株を利用して生産されたリパーゼ■、JPAN009株を利用して生産されたグルコアミラーゼ■ | 3 |
| 2021/3/22 | 厚 | 農薬 オキサチアピプロリン■、ピリベンカルブ■、ベンチアバリカルブイソプロピル■ | 3 |
| 2021/3/22 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 スピノサド■ | 1 |

（注）

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

【肥】印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

【耐】印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅱ 専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの

| 募集期間 | | |
|---------------------|--|---|
| 2021/2/17～2021/3/18 | 農薬 ベンディメタリン■ | 2 |
| 2021/3/3～2021/4/1 | 遺伝子組換え食品等 JPAo004株を利用して生産されたキシラナーゼ■ | 1 |
| 2021/3/3～2021/4/1 | 遺伝子組換え食品等 JPAo005株を利用して生産されたキシラナーゼ■ | 1 |
| 2021/3/3～2021/4/1 | 遺伝子組換え食品等 JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ■ | 1 |
| 2021/3/3～2021/4/1 | 遺伝子組換え食品等 JPBL005株を利用して生産されたホスホリパーゼ■ | 1 |
| 2021/2/17～2021/3/18 | 遺伝子組換え食品等 JPBL006株を利用して生産されたキシラナーゼ■ | 1 |
| 2021/3/3～2021/4/1 | 薬剤耐性菌 亜鉛バシトラシン※ | 1 |
| 2021/3/10～2021/4/8 | 肥料・飼料 ハロフジノン☆ | 1 |
| 2021/3/10～2021/4/8 | 肥料・飼料 マデュラマイシン☆ | 1 |
| 2021/3/10～2021/4/8 | 肥料・飼料 ロベニジン☆ | 1 |
| 2021/3/17～2021/4/15 | 農薬 ウニコナゾールP■ | 1 |
| 2021/3/24～2021/4/22 | 遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシMON87429系統■ | 1 |
| 2021/3/24～2021/4/22 | 遺伝子組換え食品等 BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ■ | 1 |
| 2021/3/31～2021/4/29 | 遺伝子組換え食品等 JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ■ | 1 |
| 2021/3/31～2021/4/29 | 遺伝子組換え食品等 JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ■ | 1 |

(注)

★は案件については意見募集は終了している。

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

[肥]印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

[耐]印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（令和2年度）

| 通知日 | 通知先 | 食品健康影響評価の対象 | |
|------------|-----|---|---|
| 2020/4/21 | 厚 | 農薬 ミクロブタニル■ | 1 |
| 2020/5/19 | 農 | 飼料添加物 サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正 | 1 |
| 2020/5/19 | 農 | 薬剤耐性菌 家畜に使用するビコザマイシン（飼料添加物、動物用医薬品）※ | 2 |
| 2020/6/16 | 厚 | 添加物 炭酸カルシウム | 1 |
| 2020/6/16 | 厚 農 | 農薬 フェンプロパトリン■☆〈飼〉☆、ピメトロジン、フェンヘキサミド■ | 5 |
| 2020/6/16 | 厚 | 動物用医薬品 チルジピロシン■ | 1 |
| 2020/6/16 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料 バレンセン■、JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■ | 2 |
| 2020/8/4 | 厚 | 農薬 シフルメトフェン■ | 1 |
| 2020/8/4 | 厚 | 農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン | 1 |
| 2020/8/18 | 厚 | 添加物 炭酸カルシウム | 1 |
| 2020/8/18 | 厚 | 添加物 メタ酒石酸 | 1 |
| 2020/8/18 | 厚 | 添加物 L-酒石酸カリウム | 1 |
| 2020/8/18 | 厚 | 動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆ | 1 |
| 2020/9/1 | 厚 | 農薬 エタボキサム■ | 1 |
| 2020/9/1 | 厚 | 農薬 チオキサザフェン■ | 1 |
| 2020/9/1 | 厚 | 農薬 フェンブコナゾール | 1 |
| 2020/9/1 | 厚 | 農薬 プロクロラズ☆ | 2 |
| 2020/9/1 | 厚 | 農薬 1-メチルシクロプロペン■ | 1 |
| 2020/9/1 | 厚 | 動物用医薬品 ジクロロイソシアヌル酸☆ | 1 |
| 2020/9/1 | 農 | 飼料添加物 Bacillus licheniformis JPBL001株が産生するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物■ | 1 |
| 2020/9/1 | 消 | 新開発食品 トク牛サラシアプレミアム■ | 1 |
| 2020/9/15 | 厚 | 添加物 DL-酒石酸カリウム | 1 |
| 2020/9/15 | 厚 | 農薬 チアジニル | 1 |
| 2020/9/15 | 厚 | 農薬 ベンゾビンジフルピル■ | 1 |
| 2020/9/29 | 厚 | 農薬 スピネトラム■ | 1 |
| 2020/9/29 | 厚 | 農薬 バリダマイシン■☆ | 2 |
| 2020/9/29 | 厚 | 飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン☆ | 2 |
| 2020/9/29 | 農 | 普通肥料の公定規格の改正 | 1 |
| 2020/10/13 | 厚 | 農薬 フェンキノトリオン■、フルオキサストロビン■ | 2 |
| 2020/10/20 | 厚 | 農薬 チエンカルバゾンメチル■ | 1 |
| 2020/10/20 | 厚 農 | 動物用医薬品 オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール■、フェバンテルを有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の寄生虫駆除剤（マリンバンテル）◎、グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（バイコックス アイアン注射液）■ | 2 |
| 2020/10/27 | 厚 | 動物用医薬品 オイゲノール☆、オキシクロザニド☆、クロルヘキシジン☆ | 3 |
| 2020/10/27 | 厚 | 微生物・ウイルス 食品衛生法第13条第1項の規定に基づく清涼飲料水の規格基準の改正 | 1 |
| 2020/10/27 | 農 | 動物用医薬品 鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（鶏伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来VP2遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（バキシテックHVT+IBD）■ | 1 |
| 2020/10/27 | 厚 | 農薬 カスガマイシン■ | 1 |
| 2020/11/17 | 厚 | 添加物 キチングルカン | 1 |
| 2020/11/24 | 厚 | 農薬 トルフェンピラド■ | 1 |
| 2020/11/24 | 厚 | 動物用医薬品 酢酸イソ吉草酸タイロシン☆、ナフシリン☆、メシリナム☆ | 3 |
| 2020/12/8 | 厚 | 添加物 亜硫酸水素アンモニウム水、ポリビニルイミダゾール-ポリビニルピロリドン共重合体 | 2 |

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（令和2年度）

| 通知日 | 通知先 | 食品健康影響評価の対象 | |
|------------|-----|---|---|
| 2020/12/8 | 厚 | 動物用医薬品 イソメタミジウム☆ | 1 |
| 2020/12/8 | 厚 | 動物用医薬品 ニトロキシニル☆、メンブトン☆ | 2 |
| 2020/12/15 | 厚 | 農薬 フラザスルフロン☆、ホスチアゼート■〈一部☆〉 | 3 |
| 2020/12/15 | 農 | 動物用医薬品 フルララネルを有効成分とする鶏の飲水添加剤(エグゾルト)■ | 1 |
| 2020/12/15 | 厚 | プリオン オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※、デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓※、フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※ | 3 |
| 2020/12/22 | 厚 | 動物用医薬品 ゼラノール☆ | 1 |
| 2020/12/22 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 CF307株を利用して生産されたキシラナーゼ■、ZGL株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ■ | 2 |
| 2021/1/12 | 厚 | 農薬 シアゾファミド■、ジメテナミド■、メタフルミゾン■、クロルピクリン■ | 4 |
| 2021/1/19 | 農 | 動物用医薬品 デコキネート[肥]☆、バージニアマイシン[肥]☆ | 2 |
| 2021/1/19 | 農 | 遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-00X17-5（飼料）■、ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Z6-5（飼料）■ | 2 |
| 2021/1/19 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ SPS-00X17-5（食品）■、ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Z6-5（食品）■、EVG-L1株およびEVG-G1株を利用して生産されたグルタミルバリングリシン■ | 3 |
| 2021/2/2 | 厚 | スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について※ | 1 |
| 2021/2/16 | 厚 | 農薬 キャプタン■、プロシミドン■、マンジプロパミド■、メタミホップ■ | 4 |
| 2021/2/16 | 農 | 動物用医薬品 トロメタミンジノプロストを有効成分とする牛の注射剤（動物用プロナルゴンEZ注射液）■ | 1 |
| 2021/3/2 | 厚 | 動物用医薬品 イソオイゲノール☆、トリメトプリム[肥]☆ | 3 |
| 2021/3/2 | 厚 | 動物用医薬品 ピランテル☆[肥] | 1 |
| 2021/3/2 | 厚 | 飼料添加物 カンタキサンチン〈一部☆〉 | 2 |
| 2021/3/16 | 厚 | 農薬ピリオフェノン■、フルチアニル■、マンデストロビン■、セダキサシ■ | 4 |
| 2021/3/16 | 農 | 遺伝子組換え食品等 Komagataella pastoris 132株を利用して生産されたフィターゼ■ | 1 |
| 2021/3/16 | 厚 | 微生物・ウイルス 乳等省令に係る調製粉乳の審査事項について（育児用ミルク）※ | 1 |
| 2021/3/23 | 厚 | 器具・容器包装 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームに用いられる容器包装の規格の一部改正について | 1 |

(注)

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

[肥]印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

[耐]印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

IV その他

| 通知日 | 通知先 | 件名 |
|------------|-------|---|
| 2004/1/30 | 厚・農・環 | 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方 |
| 2004/3/18 | 農 | 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方 |
| 2004/3/25 | 厚・農・環 | 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準 |
| 2004/5/6 | 厚・農・環 | 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方 |
| 2004/8/5 | 厚・農 | 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方 |
| 2004/9/30 | 農 | 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針 |
| 2005/4/28 | 厚・農・環 | 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方 |
| 2006/6/29 | 厚・農 | 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順 |
| 2007/9/13 | 厚・農 | 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版） |
| 2008/6/26 | 厚・農・環 | 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準 |
| 2010/5/27 | 厚 | 添加物に関する食品健康影響評価指針 |
| 2016/5/17 | 厚 | 香料に関する食品健康影響評価指針 |
| 2017/7/18 | 厚 | 添加物に関する食品健康影響評価指針（改正） 栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針 |
| 2018/4/10 | 厚・農 | 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針 |
| 2018/9/25 | 厚・農 | 飼料添加物に関する食品健康影響評価指針 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（改訂） |
| 2019/5/28 | 厚 | 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針 |
| 2019/10/1 | 厚・農 | 残留農薬に関する食品健康影響評価指針 |
| 2019/10/29 | 厚・農 | 食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針 |
| 2019/11/13 | 厚・農 | 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方 |
| 2020/3/24 | 厚・農 | 食品安全委員会専門調査会等運営規定 改正 |
| 2020/6/16 | 厚・農 | 残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて |
| 2020/7/7 | 厚・農 | 暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について |
| 2020/10/6 | 厚 | 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（改訂） |

主な食品健康影響評価の概要

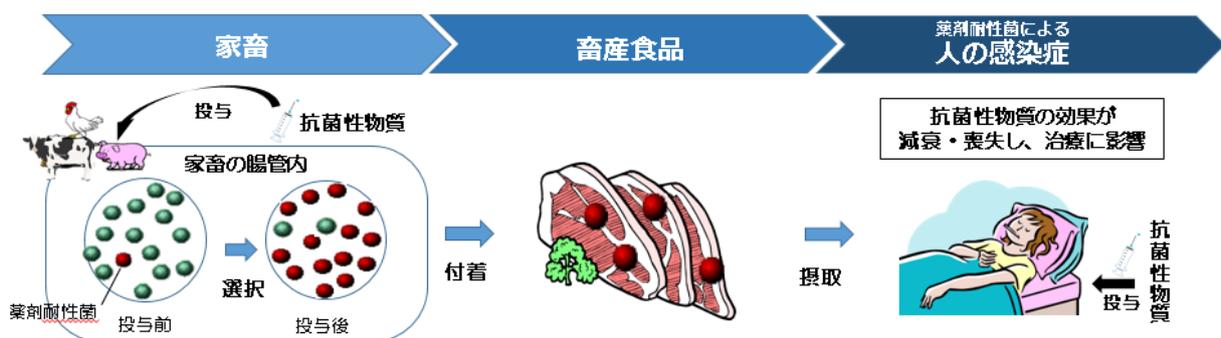
【薬剤耐性菌のリスク評価の推進】

➤ 食品と薬剤耐性

抗菌性物質は細菌による人の感染症を治療するために大切な薬である。動物にも使われていて、畜産農家では治療のための動物用医薬品、効率的な畜産物の生産のための飼料添加物として使用されている。抗菌性物質の使用が適切でないと抗菌性物質が効かなくなった「薬剤耐性菌」が選択^{※1}されることがある。家畜に薬剤耐性菌が存在すると、家畜の感染症の治療を妨げる。それだけでなく、畜産物に付着した薬剤耐性菌が人に感染症を起こし抗菌性物質が効かずに治りにくくなるなど人の健康に影響を与える可能性がある(図1)。食品安全委員会ではこの可能性とその程度について、薬剤耐性菌のリスク評価を行っている。

国際社会は、世界保健機構(WHO)が2015年に採択した「薬剤耐性に関するグローバル・アクション・プラン」に基づいて、精力的に薬剤耐性問題の解決に向けて努力している。日本政府も2016年に「薬剤耐性対策アクションプラン2016-2020」を決定し、省庁の連携を強化して薬剤耐性問題に取り組んできた。食品安全委員会は食品安全を確保する観点から、国内唯一の食品安全の評価機関として、2017年に行動計画を作成し、リスク評価を着実にやってきた。

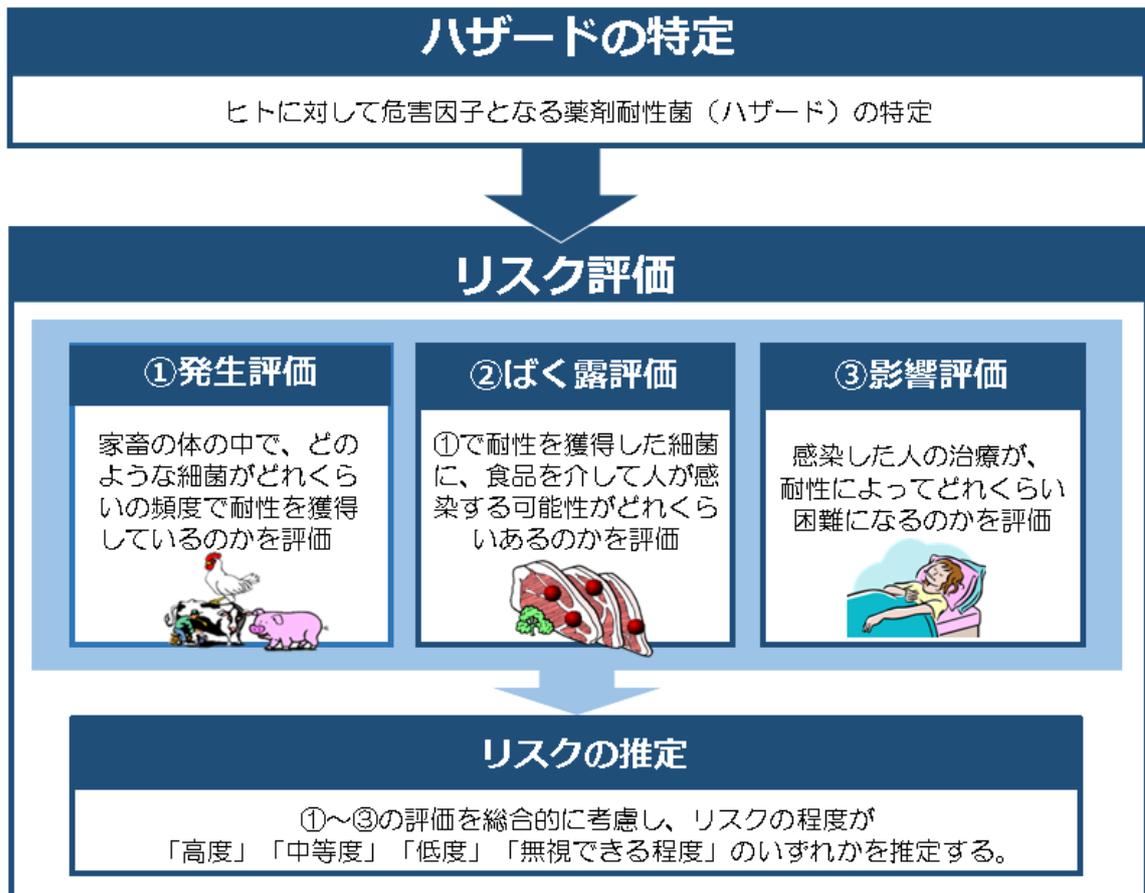
図1 薬剤耐性菌が食品を介して人に伝播する可能性と生じうる影響



➤ 食品安全委員会の行動計画と成果

農林水産省は、家畜に抗菌性物質を使用することによって選択される※¹薬剤耐性菌について、食品安全委員会に評価を要請する。それを受け、食品安全委員会は、薬剤耐性菌が食品を介して人に伝播し感染した場合に、人の治療効果がどれくらい低くなるかを評価する(図2)。評価結果をもとに農林水産省は、生産者、獣医師に対して抗菌性物質を更に適正に使用するよう指導する。

図2 薬剤耐性菌の食品健康影響評価の流れ



● リスク評価の着実な実施

食品安全委員会は行動計画において、2017年3月時点で農林水産省から要請を受けていた品目の評価を2020年度までに完了することとしており、2021年前半までに、養殖魚を除き、全ての品目について調査審議を行った(6月2日現在、最後の品目であるスルフォアミド系合成抗菌剤の評価書案について、意見・情報の募集中)。なお、養殖魚に使用される抗菌性物質については、評価手法を検討した後、評価を行う(表1)。

また、農林水産省は、食品安全委員会の評価結果を受け、2018年にバージニアマイシ

1 選択されるとは、細菌が生き残り増殖することを言う

ン及び硫酸コリスチン、2019年にリン酸タイロシン及びテトラサイクリン系抗菌性物質の飼料添加物としての指定を取り消した。

表1 これまでの評価状況

| 評価年度 (結果通知) | 評価品目 |
|----------------|----------------------------------|
| 2017 | ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ザクトランメリアル） |
| 2018 | リン酸タイロシン、テトラサイクリン系抗生物質 ほか |
| 2019 | ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム |
| 2020 | ピコザマイシン |

● 評価済み案件の再評価

薬剤耐性菌に関する新しい科学的知見・情報は、日々蓄積されている。2017年に実施した硫酸コリスチンの評価においては、引き続き国内外の新たな科学的知見等の収集を行い、必要に応じて再評価を実施することとした。その後、食品安全委員会で実施した研究事業等により、耐性遺伝子の情報等が集まったことから、再評価を行った（2021年2月公表）。

➤ 硫酸コリスチンの再評価

● 硫酸コリスチンはどんなものか

硫酸コリスチンは、大腸菌やサルモネラなどのグラム陰性菌に効く抗菌性物質である。一方で、腎機能障害を引き起こすため、医療現場では使用を中止されていた。しかし、複数の抗菌性物質に対して耐性となった「多剤耐性グラム陰性桿菌」による感染症が問題になったため、2015年、このような感染症に対する最終の救済薬として、人への使用が再開された。

また、硫酸コリスチンは1950年代から国内の家畜の治療等のために使われていた。しかし、食品安全委員会が2017年に行った評価結果を受けて、農林水産省は2018年に飼料添加物として硫酸コリスチンを使用することを禁止し、動物用医薬品として使用する場合は、第一次選択薬が無効の場合の牛及び豚の細菌感染症の治療に限定した。

- 再評価した食品と細菌は何か

2020年の時点で、硫酸コリスチンは、動物用医薬品として牛及び豚に使用されていたため、牛及び豚の畜産食品を再評価の対象とした。また、硫酸コリスチンを家畜に使用することで薬剤耐性菌が選択され、人が畜産食品を通じてその薬剤耐性菌に感染した場合に、人用コリスチンによる治療が難しくなると考えられる細菌（ハザード）を、大腸菌とサルモネラとした（ハザードの特定）。

- 再評価結果の概要

国内のコリスチン耐性の大腸菌とサルモネラ（以下「コリスチン耐性菌」という。）の割合（耐性率）は、2000年から2017年にかけて大きな変動はなかった。しかし、2018年からの使用制限によって、硫酸コリスチンの使用量の減少が見込まれ、その結果、コリスチン耐性菌も減少すると判断した。さらに、耐性遺伝子をもっている大腸菌及びサルモネラの割合が低いこと、そして、耐性遺伝子をもっている大腸菌は増える能力が低くなることを確認した（発生評価）。

牛肉や豚肉からコリスチン耐性菌はほとんど検出されなかった。また、牛又は豚の畜産食品が適切に加熱調理される限り、人が畜産食品を通じて薬剤耐性菌を摂取し感染する可能性は低いと考えた（ばく露評価）。

人の感染症の治療において、コリスチンは、多剤耐性大腸菌感染症の推奨薬とされ重要な抗菌性物質の一つである。しかし、現在、国内ではコリスチンの使用が推奨される多剤耐性大腸菌感染症の報告が少ないことがわかった。また、サルモネラ感染症に対してコリスチンの使用は推奨されていない。（影響評価）。

これらのステップから、食品健康影響評価の結果、リスクの程度は「低い」と結論つけた。

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第 25 回 : 令和 2 年 9 月 30 日時点)

《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

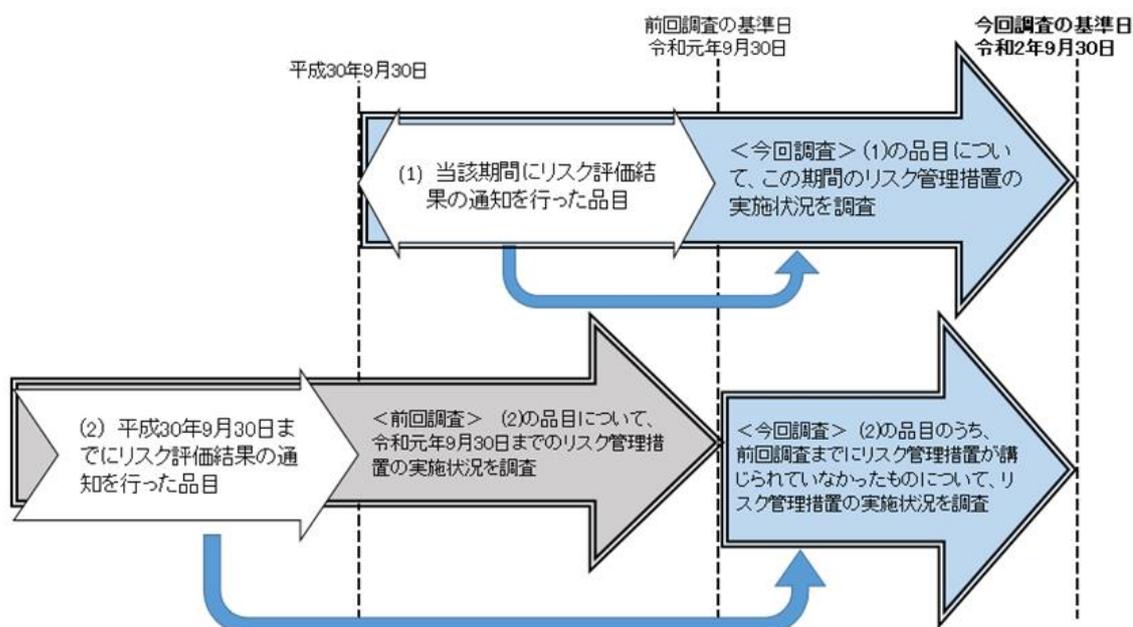
《調査対象品目》

食品安全委員会がリスク管理機関に食品健康影響評価結果を通知した下記品目（計 241 件）

- (1) 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日の間に通知を行った品目（154 件）
- (2) 平成 30 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（87 件）

《調査基準日》

令和 2 年 9 月 30 日



《施策の実施状況一覧表》 ※ 各項目中、上段は件数、下段は対象件数中の割合

※ 複数の分野に係るものは、それぞれの分野に計上

| | a. リスク管理措置済み | | b. リスク管理措置に向けて手続中 | | c. 審議会で審議中 | | d. 審議会の開催に至っていない | |
|---------------------|--------------|------------|-------------------|-----------|------------|-----------|------------------|-----------|
| | 今回 | 前回 | 今回 | 前回 | 今回 | 前回 | 今回 | 前回 |
| 食品添加物 | 25 100% | 14 100% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% |
| 農薬 | 49 47% | 70 56% | 14 13% | 8 6% | 7 7% | 8 6% | 35 33% | 38 31% |
| 動物用医薬品 | 33 75% | 56 76% | 1 2% | 11 15% | 0 0% | 0 0% | 10 23% | 7 9% |
| 器具・容器包装 | 2 25% | 1 14% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 6 75% | 6 86% |
| 汚染物質 | 2 29% | 0 0% | 5 71% | 4 80% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 1 20% |
| 微生物・ウイルス等 | 2 100% | 2 100% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% |
| プリオン | 5 100% | 2 100% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% |
| かび毒・自然毒等 | 0 0% | 1 33% | 0 0% | 0 0% | 2 100% | 2 67% | 0 0% | 0 0% |
| 遺伝子組換え食品等 | 16 100% | 22 100% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% |
| 新開発食品 | 2 67% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 1 33% | 1 100% | 0 0% | 0 0% |
| 肥料・飼料等 | 11 92% | 13 93% | 0 0% | 1 7% | 1 8% | 0 0% | 0 0% | 0 0% |
| 薬剤耐性菌 | 9 90% | - - | 0 0% | - - | 0 0% | - - | 1 10% | - - |
| その他 (食衛法指定成分等関係) | 2 100% | 1 100% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% | 0 0% |
| 合計 | 158 66% | 182 68% | 20 8% | 24 9% | 11 5% | 11 4% | 52 22% | 52 19% |

注：表中の a～d の区分について

- a：規格基準を設定する等のリスク管理措置が講じられたもの。
- b：規格基準を設定する等のリスク管理措置の方針が決定済みで、実施に向けて手続中のもの。
- c：審議会で審議中のもの。
- d：審議会の開催に至っていないもの。

《施策の実施状況の概要》

1. 措置状況の概況について

(1) 全体的な措置状況

- ・食品添加物、微生物・ウイルス等、プリオン、遺伝子組換え食品等、その他（食衛法指定成分等関係）では、調査対象の全ての品目について、リスク管理措置が講じられていた。
- ・肥料・飼料等では、1件を除く全ての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、審議会で審議中であった。
- ・新開発食品では、1件を除く全ての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、審議会で審議中であった。
- ・汚染物質では、2件でリスク管理措置が講じられており、残る5件については、リスク管理措置の実施に向けて手続き中であった。
- ・薬剤耐性菌では、1件を除くすべての品目についてリスク管理措置が講じられており、残る1件については、審議会の開催に至っていなかった。
- ・農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、かび毒・自然毒等については、下記（2）～（4）参照。

(2) 農薬、動物用医薬品について

調査対象の計149件のうち、82件でリスク管理措置が講じられており、22件でリスク管理措置の実施に向けて手続中または審議会で審議中であった。審議会の開催に至っていない残る45件について、時間を要している理由を確認したところ、①食品安全委員会への再諮問のために資料収集が必要であること、②基準設定に必要な海外データ等の収集が必要であること、③他の行政機関での対応を待つ必要があること等であった。なお、この45件中35件は、平成30年9月30日以前にリスク評価結果が通知されたもの（調査時点で2年以上経過しているもの）である。

(3) 器具・容器包装について

調査対象の計8件のうち、2件でリスク管理措置が講じられており、6件で審議会の開催に至っていなかった。この6件について、時間を要している理由を確認したところ、該当品目の評価要請時にはポジティブリスト制度の導入を前提としていなかったが、当該分野で令和2年4月28日からポジティブリスト制度が導入されたことに伴い、該当品目についてもポジティブリストで管理することとし、評価結果を踏まえた個別の規格等の設定については、国内流通の使用実態を踏まえ検討することとなったためであった。なお、この6件は、平成30年9月30日以前にリスク評価結果が通知されたもの（調査時点で2年以上経過しているもの）である。

(4) かび毒・自然毒等について

調査対象の2件は、デオキシニバレノール（DON）及びオクラトキシン A で、どちらも「自ら評価」の対象である。いずれも、施策の実施に向けて審議会における審議等が進められている状況であり、具体的には、以下のとおりであった。

○ デオキシニバレノール（DON）（厚生労働省）

平成 22 年 12 月 14 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成 29 年 9 月 22 日の同部会において、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定する方針が了承された。平成 30 年 2 月 22 日に、同基準により食品中の DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問され、令和元年 12 月 24 日に食品安全委員会において評価結果を取りまとめ、通知した。当該評価結果を踏まえ、令和 2 年 9 月 30 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会にて審議が行われ、審議の結果、実態調査等は引き続き必要とされたものの、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定する方針が了承された。

その後、令和 2 年 12 月 9 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議が行われるなど、基準値設定に向けて所要の手続き等が進められている。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

○ オクラトキシン A（厚生労働省）

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で、オクラトキシン A については偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、現在、これを踏まえつつ、以下の取組を行うこととされている。なお、かび毒の汚染は、作物が収穫された年の気候等に影響され、年による変動が大きいことが推測されるため、調査に一定期間が必要であり、数年間継続して調査が実施されている。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。
- ・ また、ライ麦及び人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

2. リスク管理措置が講じられた主な品目について

- (1) 豚コレラ*経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性（農林水産省）

※ 日本では従来「豚コレラ」と呼ばれていましたが、家畜伝染病予防法上の名称が改正され、令和2年2月から「豚熱」と呼ばれています。

農林水産省から平成31年3月12日に評価要請を受け、平成31年4月23日に食品安全委員会で評価結果を取りまとめ、通知したものの。

農林水産省では、野生いのししによる豚熱ウイルスの拡散防止を徹底するため、平成31年2月22日の農林水産省豚コレラ対策本部で、ドイツで製造、承認されている経口ワクチンを国が緊急に輸入し、岐阜県及び愛知県の一部地域（感染いのししが確認されている地域）において使用することを決定した。同地域では、狩猟の規制、有害鳥獣対策等で捕獲されたいのししの食用利用を自粛し、また、岐阜県では柵を設置し、いのししを感染地域に封じ込める対応をとっていたが、同地域にワクチン接種いのししを完全に封じ込めることも困難であることから、ワクチンを接種したいのしし由来の畜産物の安全性について評価要請があった。

野生いのししによる豚熱ウイルスの拡散防止のためには、速やかに豚熱経口生ワクチンを使用する必要があったため、当委員会で評価の審議中であった平成31年3月25日から岐阜県及び愛知県の一部地域において散布が開始された。

評価結果が「食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」であったことから、豚熱ウイルス拡散防止対策の見直しは行われなかったが、その後の豚熱経口生ワクチンの散布地域拡大に当たっての議論の参考とする他、消費者への情報発信の際に活用した。

（2）米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓（厚生労働省）

厚生労働省から平成23年12月19日（米国及びカナダ）及び平成25年4月2日（アイルランド）に評価要請を受け、平成31年1月15日に食品安全委員会で評価結果をとりまとめ、通知したものの。

厚生労働省において、令和元年5月に「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」（令和元年5月17日薬生食監発0517第1号）が発出され、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等について、輸入時の月齢制限が撤廃された。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 5－1 令和2年度食品健康影響評価技術研究継続課題
- 5－2 令和2年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 5－3 令和元年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧
- 5－4 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題
(令和3年度)
- 5－5 令和3年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 5－6 令和2年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧
- 5－7 食品安全確保総合調査課題一覧
- 5－8 食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について

令和2年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<令和元年度採択課題（7課題）>

① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

| 研究課題名 | 主任研究者 | 所属組織 |
|---|-------|------|
| アクリルアミドばく露による発がんリスク評価～大規模コホート研究保存検体を用いたコホート内症例対照研究による検討 | 石原 淳子 | 麻布大学 |

② 健康影響発現メカニズムの解明

| | | |
|--|-------|------|
| メチル水銀の脱メチル化機構における食品中の水銀／セレンのバイオジェニックナノ粒子形成 | 小椋 康光 | 千葉大学 |
|--|-------|------|

③ 新たなリスク評価方法等の確立

| | | |
|---|-------|-------|
| 導入遺伝子が存在しない宿主ゲノム遺伝子発現改変植物由来食品の安全性評価点の解明 | 児玉 浩明 | 千葉大学 |
| 国際動向に立脚した農薬代謝物の新たなリスク評価手法に関する研究 | 小野 敦 | 岡山大学 |
| 認知心理学を応用した中学生・高校生を対象とした食品安全に関する理解促進プログラム（教材）の開発 | 和田 有史 | 立命館大学 |

④ その他

| | | |
|--|-------|--------------|
| アニサキス汚染実態調査およびリスク低減策の評価に関する研究 | 大西 貴弘 | 国立医薬品食品衛生研究所 |
| 二値反応の用量反応データを対象としたベンチマークドーズ計算ソフトウェアの開発研究 | 西浦 博 | 京都大学 |

令和2年度食品健康影響評価技術研究採択課題

① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

| 研究課題名 | 主任研究者 | 所属組織 |
|---|--------|---------------------|
| 家畜由来薬剤耐性菌の水圏・土壌環境を介した野菜汚染の定量評価およびヒトへの伝播に関する研究 | 臼井 優 | 酪農学園大学 |
| 新生児期から乳幼児期におけるメチル水銀の曝露評価 | 龍田 希 | 東北大学 |
| 食肉由来耐性菌の全ゲノムシーケンスを用いた薬剤耐性特性解析に関する研究 | 川津 健太郎 | 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 |

② 健康影響発現メカニズムの解明

| | | |
|---|-------|--------------|
| <i>In silico</i> 手法の導入による食品関連化学物質の肝毒性予測の精緻化に関する事例研究 | 山田 隆志 | 国立医薬品食品衛生研究所 |
|---|-------|--------------|

③ 新たなリスク評価方法等の確立

| | | |
|---|-------|-------|
| ベイズ推定を活用したベンチマークドーズ法の評価手法検討と国際動向に関する研究 | 西浦 博 | 京都大学 |
| 乾燥・貧栄養ストレス下で生残する食中毒細菌のフードチェーンにおける動態解明と食中毒リスク予測手法の開発 | 小関 成樹 | 北海道大学 |

④ その他

| | | |
|--|--------|---------------|
| 食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノール A のリスク評価に資する科学的知見の検討に関する研究 | 青山 博昭 | 一般財団法人残留農薬研究所 |
| ベイズ統計学に基づく推定手法を活用したアレルギー症状誘発確率の推計に関する研究 | 福家 辰樹 | 国立成育医療研究センター |
| ベンチマークドーズ法によるアレルギー症状誘発確率の検討 | 海老澤 元宏 | 国立病院機構相模原病院 |

令和元年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧

<平成29年度採択課題（1課題）>

④ その他

| 研究課題名 | 主任研究者 | 所属組織 | 評価結果 | | | |
|-----------------------------------|-------|--------------|--------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| | | | 総合点 (20点) | 研究の 妥当性 (5点) | 目標の 達成度 (5点) | 成果の 有用性 (10点) |
| 合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究 | 六鹿 元雄 | 国立医薬品食品衛生研究所 | 17.6 | 4.6 | 4.3 | 8.8 |

<平成30年度採択課題（7課題）>

① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

| | | | | | | |
|--|-------|--------------|------|-----|-----|-----|
| 食物消化過程におけるカンピロバクターの生残特性を基盤とする新たな用量反応モデルの開発 | 小関 成樹 | 北海道大学 | 16.1 | 4.3 | 4.1 | 7.8 |
| 国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究 | 朝倉 宏 | 国立医薬品食品衛生研究所 | 17.3 | 4.8 | 4.5 | 8.0 |
| 重篤なアレルギーのリスクとなる果物類アレルギーコンポーネントに関する研究 | 丸山 伸之 | 京都大学 | 14.0 | 3.9 | 3.6 | 6.5 |

② 健康影響発現メカニズムの解明

| | | | | | | |
|------------------------------|-------|--------------|------|-----|-----|-----|
| フモニシンのモディファイド化合物のリスク評価に関する研究 | 吉成 知也 | 国立医薬品食品衛生研究所 | 16.4 | 4.3 | 4.1 | 8.0 |
|------------------------------|-------|--------------|------|-----|-----|-----|

③ 新たな科学的なリスク評価方法の確立

| | | | | | | |
|---|-------|--------------|------|-----|-----|-----|
| 新規評価支援技術の開発に関する研究～毒性予測に向けたデータベースの活用方法の検討～ | 頭金 正博 | 名古屋市立大学 | 15.3 | 4.3 | 3.5 | 7.5 |
| 食品に非意図的に混入する微量化学物質のリスク評価への <i>in silico</i> 評価手法の適用に関する研究 | 小野 敦 | 岡山大学 | 16.9 | 4.6 | 4.1 | 8.1 |
| ベンチマークドーズ手法の健康影響評価における適用条件の検討 | 広瀬 明彦 | 国立医薬品食品衛生研究所 | 16.1 | 4.3 | 3.9 | 8.0 |

<令和元年度採択課題（1課題）>

③ 新たな科学的なリスク評価方法の確立

| | | | | | | |
|------------------------------|-------|------------|------|-----|-----|-----|
| 体内移行に着目した食品添加物のリスク評価手法に関する研究 | 梅村 隆志 | ヤマザキ動物看護大学 | 15.6 | 4.0 | 4.1 | 7.5 |
|------------------------------|-------|------------|------|-----|-----|-----|

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和3年度） （令和2年9月1日 食品安全委員会決定）

食品安全委員会では、今後5年間に推進すべき研究・調査の方向性を明示した「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（ロードマップ）を策定し、食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業の計画的・戦略的实施を図っているところである。

令和3年度において、研究事業については、今後、具体的に実施が見込まれる食品健康影響評価の内容等を踏まえ、その的確な評価を確保する観点から特に重要と考えられる最新の科学的知見の収集・体系化及び評価方法の確立・改良を図るため、以下の課題を優先して実施し、別表に掲げる課題を継続する予定である。また、調査事業については、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報収集等について、以下の課題を優先して実施することとする。

1 ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

1 研究事業

（1）加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化に関する研究

食品中の汚染物質等のリスク評価を行うためには加工食品の摂取量や食品の加工調理を通じた摂取量の推計等によるばく露量推定の精緻化は極めて重要である。なお、食品摂取量だけではばく露量推定が困難な場合には、生体サンプルを通じたばく露量推定など新たな手法の開発を行うことも望まれている。

化学物質のリスク評価に資するため、加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化を行う手法等に関する研究を実施する。

（2）食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究

- ① 食品の製造や加工等の過程で意図せずに含まれることがある有機汚染物質（クロロプロパノール類（脂肪酸エステルを含む。）、多環芳香族炭化水素、パーフルオロ化合物等）について、ヒト（感受性の高い集団を含む。）における健康影響への懸念を明らかにするとともに、我が国におけるばく露の実態を把握するための研究を実施する。
- ② 食品中の無機ヒ素等の我が国におけるばく露実態等を踏まえた疫学調査に関する研究を実施する。

2 調査事業

（1）野生動物由来の食肉中のハザードに関する情報収集調査

野生動物由来の食肉中に存在する様々な特殊のハザード（細菌、ウイルス、寄生虫、汚染物質等）に関し、喫食される野生鳥獣の種類及びハザードに関する国内外の知見の収集及び整理を実施する。

(2) 新規食品の安全性評価手法等に関する調査

世界的なたんぱく質の需要の増加に伴い、持続可能な食料供給の観点から、新技術を用いた代替肉や培養肉等の代替たんぱく質についての研究・開発が進められている。これを踏まえ、代替たんぱく質の安全性評価手法の検討に資するため、新規食品（代替肉、培養肉、昆虫食等）に関する国内外の知見の収集及び整理を実施する。

2 健康影響発現メカニズムの解明

1 研究事業

(1) 食品中の微量化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムに関する研究

食品中の無機ヒ素等のばく露を受けることによる健康影響発現メカニズムに関し、特に、ヒトの体内での影響発現メカニズムに着眼した研究を実施する。

(2) 食品中の化学物質のリスク評価の精緻化に関する研究

毒性に関する動物試験結果について、化学物質の構造・活性情報を考慮しつつ、生理機能や動態の特性等におけるヒトとの種差を検討すること等により、より精緻な食品中の化学物質のリスク評価に資する研究を実施する。

3 新たなリスク評価方法等の活用

1 研究事業

(1) 食品中の化学物質に関する体内動態を考慮した毒性評価手法に関する研究

残留農薬等の食品中に残留する化学物質については、ヒトでの実際のばく露と動物実験で設定される用量や投与方法との間に大きな乖離がある。これまでに得られた動態試験及び毒性試験の情報を整理・統合し、これらの試験における用量設定等の投与計画のあり方を検討の上、科学的に妥当な毒性評価手法及び解釈を提案する。

(2) 新たな育種技術を用いた食品のリスク評価手法に関する研究

遺伝子組換え技術を用いて作出された台木に非遺伝子組換え植物を接ぐ等の新たな育種技術が国内外において研究・開発されており、将来、それらの技術を用いて作出された食品の流通が予測されることを踏まえ、当該食品のリスク評価手法の確立のための研究を実施する。

2 調査事業

(1) 農薬の再評価に係る諸外国の状況調査

農薬の再評価制度が導入されることを踏まえ、再評価制度に基づき再評価が予定されている農薬の効率的な評価の検討に資するため、既に同様の制度が導入されている

諸外国におけるこれらの農薬の再評価の状況について調査する。

(2) 化学物質のリスク評価における不確実係数の設定に関する情報収集調査

より精緻な不確実係数の設定を検討するため、実験データに基づく化学物質特異的調整係数等に関するガイダンスや評価事例について、国内外の知見の収集及び整理を実施する。

4 その他

(1) 研究者からの提案に基づく研究

上記に掲げる研究課題以外の食品健康影響に関する研究について幅広く若手も含む研究者からの提案を求め、その中からリスク評価に有用な研究課題を採択し、研究を実施する。

(2) その他食品健康影響評価に関する研究・調査

上記に掲げる研究課題の他、食品安全委員会が必要かつ緊急性があると認める課題について研究・調査を実施する。

令和 3 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

② 健康影響発現メカニズムの解明

| 研究課題名 | 主任研究者 | 所属組織 |
|------------------------------|-------|--------|
| 無機ヒ素のヒト体内での健康影響発現メカニズムに関する研究 | 魏 民 | 大阪市立大学 |

③ 新たなリスク評価方法等の確立

| | | |
|--|-------|--------|
| 遺伝子組換え台木と非組換え穂木の中の生体成分輸送に起因する食品安全性の評価点解明 | 太田 大策 | 大阪府立大学 |
|--|-------|--------|

令和2年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧

<令和元年度採択課題（1課題）>

| 研究課題名 | 主任研究者 | 所属組織 | 評価結果 | |
|---|-------|------|------------|-----------|
| | | | 評点 (5点) | 継続の 要否 |
| アクリルアミドばく露による発がんリスク評価～大規模コホート研究保存検体を用いたコホート内症例対照研究による検討 | 石原 淳子 | 麻布大学 | 4.0 | 継続 |

<令和2年度採択課題（9課題）>

| | | | | |
|---|--------|-----------------------------|-----|----|
| ベイズ推定を活用したベンチマークドーズ法の評価手法検討と国際動向に関する研究 | 西浦 博 | 京都大学 | 4.4 | 継続 |
| 家畜由来薬剤耐性菌の水圏・土壌環境を介した野菜汚染の定量評価およびヒトへの伝播に関する研究 | 臼井 優 | 酪農学園大学 | 4.0 | 継続 |
| 新生児期から乳幼児期におけるメチル水銀の曝露評価 | 龍田 希 | 東北大学 | 4.6 | 継続 |
| 乾燥・貧栄養ストレス下で生残する食中毒細菌のフードチェーンにおける動態解明と食中毒リスク予測手法の開発 | 小関 成樹 | 北海道大学 | 3.8 | 継続 |
| 食肉由来耐性菌の全ゲノムシーケンスを用いた薬剤耐性特性解析に関する研究 | 川津 健太郎 | 地方独立行政法人 大阪健康安全基盤 研究所 | 3.6 | 継続 |
| <i>In silico</i> 手法の導入による食品関連化学物質の肝毒性予測の精緻化に関する事例研究 | 山田 隆志 | 国立医薬品食品衛 生研究所 | 3.6 | 継続 |
| 食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノールAのリスク評価に資する科学的知見の検討に関する研究 | 青山 博昭 | 一般財団法人残留 農薬研究所 | 3.8 | 継続 |
| ベイズ統計学に基づく推定手法を活用したアレルギー症状誘発確率の推計に関する研究 | 福家 辰樹 | 国立成育医療研究 センター | 4.4 | 継続 |
| ベンチマークドーズ法によるアレルギー症状誘発確率の検討 | 海老澤 元宏 | 国立病院機構相模 原病院 | 4.1 | 継続 |

食品安全確保総合調査課題一覧

【令和2年度実施課題】

| 調 査 課 題 名 | |
|-----------|---------------------------------------|
| ① | 食品中の化学物質への複合ばく露に関する情報収集調査 |
| ② | 疫学研究で得られた用量反応データへのベンチマークドーズ法の適用に関する研究 |
| ③ | 食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査 |
| ④ | 加熱処理の科学的情報の解析及び画像の開発 |
| ⑤ | 海外のリスク評価機関における評価結果等に関する調査 |
| ⑥ | FAO/WHOによる新たな食品中の微生物リスク評価手法に関する調査 |

【令和3年度実施課題】

| 調 査 課 題 名 | |
|-----------|------------------------------|
| ① | 特定の新規食品の安全性評価手法に関する調査 |
| ② | 野生動物由来の食肉中のハザードに関する調査 |
| ③ | 化学物質のリスク評価における不確実係数の設定に関する調査 |

食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について

(平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定)

(最終改正：令和元年 8 月 27 日)

1. 趣旨

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、同法第 11 条第 1 項に規定する「食品健康影響評価」等を行うために必要な科学的研究及び調査（以下「研究・調査」という。）を行うこととされている。これを踏まえ、委員会は、これまで食品健康影響評価技術研究事業（以下「研究事業」という。）及び食品安全確保総合調査事業（以下「調査事業」という。）を実施しているところである。

委員会は、我が国での BSE 発生後、国民の健康保護が最も重要であるという基本認識の下で、規制、指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価（食品健康影響評価）を行うことを目的として設立された機関である。

委員会が、食品健康影響評価を的確に実施するためには、最新の科学的知見を集積し体系化しつつ、リスク評価方法の開発・改良を行う不断の取組が必要不可欠である。

具体的には、食のグローバル化や分析技術の進展に伴い、従来は認知されていなかったリスク及びそれに関連する物質やその量に着目した検討を行っていくことが必要である。また、国内外で急速に研究・開発が進められているゲノム編集技術等の最先端の科学技術の食品分野への応用を踏まえた対応も不可欠である。

加えて、情報技術の飛躍的な発展に伴い、評価に当たって利用可能な情報量が増大するとともに、コンピューターを活用した *in silico* 評価法^(注1)等新しいアプローチによる評価技術が開発されてきており、科学的データを収集・統合し、有効に利活用していくことが必要である。

今後は更に、必要に応じて、食品の摂取の様態並びに摂取するヒトの生理的特性及び栄養状態を考慮した上でリスク評価を実施すること、並びにハイリスク集団の多様性及び食品の摂取によるベネフィット（利益）を考慮したリスク評価方法を開発することが課題となる可能性がある。

このような状況の下、委員会が国際的にも調和した的確なリスク評価

を迅速に実施するためには、研究・調査を計画的・戦略的に実施し、その成果を迅速かつ効果的に活用していくことがますます重要となっている。このような取組を通じて、委員会のリスク評価が我が国のみならず国際機関及び諸外国に対しても一層貢献することが期待される。

これまで委員会では、平成22年度の内閣府行政事業レビューや財務省予算執行調査における指摘を踏まえ、研究・調査の計画的・戦略的实施を図るため、平成22年12月に「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（以下「ロードマップ」という。）を作成し、9年目を迎えている。以上のような状況を踏まえ、今般、ロードマップを改正し、これまで以上に委員会がリスク評価を行う際に活用できる成果が得られるよう、国内外の研究の進捗を注視しつつ、10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定し、その中でこれからの5年間に委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示することとした。

なお、本方針については、今後とも、国内外の研究・調査の状況等の進展に応じて、所要の改正を行うものとする。

2. 研究・調査の方向

委員会が行う研究・調査は、リスク評価の各段階に活用できる成果を得ることを目的として実施する。

リスク評価は、コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）において国際的に合意された「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（CAC/GL 62-2007）」（以下「作業原則」という。）に基づいている。作業原則では、リスク評価は、「ハザードの特定（Hazard identification）」、「ハザードの特性評価（Hazard characterization）」、「ばく露評価（Exposure assessment）」及び「リスクの判定（Risk characterization）」の4つの段階を含むべきであるとされている。

これらのリスク評価の各段階に活用できる成果を得るため、委員会が行う研究・調査は、ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積、健康影響発現メカニズムの解明、新たなリスク評価方法等の活用に焦点を当てて実施する。

（1）ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

作業原則では、食品のリスク評価は、その国の状況に最も適した科学的データに基づき、利用可能な定量的な情報を最大限使用すべきと

されている。一方で、定性的な情報も考慮してよいとされている。

また、世界的な食料情勢や技術の進展を踏まえ、これまでに食経験のない食材についても注視していく必要がある。

このため、以下に掲げる研究・調査を実施することにより、リスク評価が最新の科学的知見に基づき、専門性が高い人材・体制の下で迅速に実施されることを目指す。

- ① ハザードの特性に関する科学的知見、ばく露量推定の精緻化やバイオマーカーを用いたばく露量推定手法等のばく露評価に活用できる科学的知見を収集するための研究・調査
- ② 食品の開発・生産・加工及び食品用器具・容器包装の原材料、食品添加物等の製造への最先端の科学技術（ゲノム編集技術、ナノテクノロジー等）の応用に対応したリスク評価に必要な情報の収集・分析を行うための研究・調査

（2）健康影響発現メカニズムの解明

個々のハザードに係る健康影響の発現メカニズムを解明することは、「ハザードの特性評価」の段階において不可欠な課題である。特に、我が国の食生活に由来するハザードについては、海外における知見が無い場合もあり、それらについて健康影響発現メカニズムの研究を先導的に実施し、その成果を発信していく必要がある。また、我が国における食生活の実態に基づいたばく露量を踏まえて研究を実施する視点も重要である。

このため、以下に掲げる研究・調査を実施することにより、堅固な科学的根拠に基づいたリスク評価を可能とし、評価結果が広く国民に理解され、更に海外でも認められることを目指す。

- ① 我が国の食生活に由来するハザードに関する健康影響発現メカニズムを解明するための研究・調査
- ② 通常無害とされる食品を摂取した際に健康影響が発現する集団における発症メカニズムに関する研究・調査
- ③ 実験動物の毒性所見からヒトの健康影響発現に外挿する際の妥当性の検証に資する研究・調査
- ④ リスク評価に当たって必要な微生物及び化学物質による健康影

響発現メカニズムを解明するための研究・調査

(3) 新たなリスク評価方法等の活用

化学物質のリスク評価において欧米や国際機関で検討又は利用されている「毒性学的懸念の閾値（Threshold of Toxicological Concern：TTC）」^(注2)を用いた方法を始めとする新たなリスク評価方法を導入し活用することが必要である。また、情報技術の飛躍的な向上を踏まえ、リスク評価に必要な科学的データを効率的に収集・統合し、有効に活用していくことが必要である。加えて、リスク・ベネフィット解析の観点を取り入れたリスク評価方法の検討のための研究への取組も重要である。

動物実験においては、アニマルウェルフェア^(注3)にも配慮し、動物実験の基準理念である「3Rの原則」^(注4)の観点から実験方法を改善することや*in vitro*、*in silico* 評価法等の動物実験の代替法の開発、導入が課題である。

そのほか、リスク評価結果を適切に国民等に示し、その理解及び定着につなげていくという観点も重要である。

このため、以下に掲げる研究・調査を実施することにより、リスク評価が国際的に調和し、迅速・的確に行われることを目指す。

- ① 国内外の動向を踏まえた、新たなリスク評価方法の導入のための研究・調査
- ② 既存のデータ等の活用によるリスク評価方法の確立のための研究・調査
- ③ 「3Rの原則」の観点からの新たなリスク評価方法の導入や実験方法の改善のための研究・調査
- ④ リスク評価結果に関する国民等の理解と定着に資するための研究・調査

3. 研究事業・調査事業の実施

研究事業については「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）」に基づいて、調査事業については「食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）」に

基づいて、それぞれ運用する。

委員会は、毎年度、翌年度の「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題」を策定し、それを基に、公募等を行った上で課題を選定する。

研究課題・調査課題の選定に当たっては、リスク評価に必要な科学的知見が最大限得られるよう、短期的又は中・長期的な活用を視野に入れて、研究・調査を効果的・効率的に組み合わせることを考慮する（例えば、調査事業等を活用し、国内外の研究機関等が保有する情報や各種科学文献等から必要な知見を収集し、その上でメカニズムの解析や新たなリスク評価方法の確立を進める。）。

研究事業・調査事業の効率的・効果的な実施を図るため、国内外の研究機関との情報交換を密に行うとともに、他省庁が所管する研究事業・調査事業と連携を図る。

4. 研究事業・調査事業の評価

(1) 研究課題・調査課題の評価

研究課題については、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）」に基づき、研究・調査企画会議事前・中間評価部会において事前評価及び中間評価を、研究・調査企画会議事後評価部会において事後評価を実施する。調査課題については、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針（平成25年6月4日調査・研究企画会議決定）」に基づき、研究・調査企画会議事後評価部会において、事後評価を実施する。さらに、実施した研究・調査の成果のリスク評価への活用状況について研究・調査企画会議プログラム評価部会において追跡評価を実施する。

(2) 研究事業・調査事業のプログラム評価

研究事業・調査事業については、研究・調査企画会議プログラム評価部会において、事業全体についてのプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価）を行う。評価結果については、事業全般の改善に活用する。

5. 研究・調査の成果の活用

委員会は、研究・調査の実施により得られた成果については、リスク評価の各段階での活用を図るほか、関係府省とも共有する。また、ホームページでの公表や成果発表会の実施を通じて、広く周知を図り、幅広い活用を推進する。なお、研究成果については、広く購読されている査読のある学術誌等での公表促進にも留意する。

(注1) *in silico*評価法

これまでに蓄積されたデータを基に、化学物質の作用、安全性や有効性についてコンピュータ上（イン・シリコ）での予測結果を評価する方法。

(注2) 毒性学的懸念の閾値（Threshold of Toxicological Concern：TTC）

食品等に含まれる物質について、ヒトの健康への悪影響を引き起こす可能性が極めて低いと考えられるばく露量の閾値が存在するという考え方を基に、その閾値を化学構造から推測される毒性の程度により分類した物質群ごとに求める手法又は求めた値。

(注3) アニマルウェルフェア

国際的に知られた動物の保護のための「5つの自由」（①飢餓と渇きからの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快感からの自由、⑤正常な行動ができる自由）を中心にした概念。

(注4) 3Rの原則

動物実験に関する理念として、**Replacement**（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。）、**Reduction**（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること。）、**Refinement**（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。）から成る。

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(令和元年8月27日改正)の概要

位置づけ

10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定し、今後5年間に推進すべき研究・調査について目標及びその方策(道筋)を示したもの

- ・食のグローバル化、最先端の科学技術の食品分野への応用及び情報技術の発展(評価に利用可能な情報量の増大)等を踏まえ、リスク評価に活用できる成果を得るため、実施すべき研究・調査を具体的に明示。
- ・透明性を確保するため、関係規程に基づき研究事業・調査事業の実施及び評価を行うことを明示。
- ・研究・調査の活用に関して、より一層の成果を得るため、成果発表会の実施、学術誌等での公表促進等を明示。

概要

◎研究・調査の方向

リスク評価に活用できる成果を得るため、以下の(1)～(3)に焦点を当てて研究・調査を実施

(1)ハザード・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

- ① ハザードの特性に関する科学的知見、ばく露量推定の精緻化やバイオマーカーを用いたばく露量推定手法等のばく露評価に活用できる科学的知見の収集
- ② 食品の開発・生産・加工及び食品用器具・容器包装の原材料、食品添加物等への最先端の科学技術(ゲノム編集技術、ナノテクノロジー等)の応用に対応したリスク評価に必要な情報の収集・分析

(2)健康影響発現メカニズムの解明

- ① 我が国の食生活に由来するハザードに関する健康影響発現メカニズムの解明
- ② 通常無害とされる食品を摂取した際に健康影響が発現する集団における発症メカニズム
- ③ 実験動物の毒性所見からヒトの健康影響発現に外挿する際の妥当性の検証
- ④ リスク評価に当たって必要な微生物及び化学物質による健康影響発現メカニズムの解明

(3)新たなリスク評価方法等の活用

- ① 新たなリスク評価方法の我が国への導入
- ② 既存のデータ等の活用によるリスク評価方法の確立
- ③ 「3Rの原則」の観点からの新たなリスク評価方法の導入や実験方法の改善
- ④ リスク評価結果に関する国民等の理解と定着

◎研究事業・調査事業の実施

透明性の確保のため、各事業の運用の根拠と方針を明確化

- ・「食品安全委員会健康影響評価技術研究の実施について」、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について」に基づいて運用
- ・翌年度の「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題」を策定
- ・公募等により、研究課題・調査課題の選定を実施
- ・課題の選定に当たり、短期的又は中・長期的な活用を視野に入れ、研究・調査の効率的な組み合わせを考慮
- ・国内外の研究機関との情報交換の促進
- ・他省庁が所管する研究事業・調査事業との連携

◎研究事業・調査事業の評価

研究事業・調査事業の評価指針に基づく評価を明確化

- (1)研究課題・調査課題の評価
- ・「食品安全委員会健康影響評価技術研究の評価に関する指針」、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針」に基づき、研究・調査企画会議において評価(事前・中間・事後)を実施
 - ・研究・調査の成果のリスク評価への活用状況について追跡評価を実施
- (2)研究事業・調査事業のプログラム評価の実施
- ・研究・調査企画会議において、事業全体についてのプログラム評価を実施(事業の総体としての目標の達成度合い、副次的成果等)
 - ・評価結果を事業全般の改善に活用

◎研究・調査の成果の活用

より一層の成果を得るため、成果の活用について明記

- ・リスク評価の各段階で成果の活用を図り、関係府省とも共有
- ・ホームページにおける公表、成果発表会の実施
- ・査読のある学術誌での公表促進

情報発信、意見交換会等の現状 (「令和2年度食品安全委員会運営状況報告(案)」補足資料)

令和3年6月2日
情報・勧告広報課

【 内容 】

ページ

- 1 リスクコミュニケーションの戦略的な実施・・・・・・・・・・ 1
- 2 様々な手段を通じた情報の発信・・・・・・・・・・ 2
(参考1) 「食品の安全性に関する用語集」の一部見直し・・・・・・・・ 3
- 3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発
(解説講座・意見交換会・講師派遣・訪問学習受け入れ)・・・・・・・・ 4
(参考2) 山本委員による精講 動画配信・・・・・・・・・・ 5
- 4 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発
(リスク管理機関との連携)・・・・・・・・・・ 6
- 5 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発
(マスメディア、関係団体との連携、学術団体との連携)・・・・・・・・ 7

1 リスクコミュニケーションの戦略的な実施

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月）を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する

新型コロナウイルス感染症への対応

○インターネットを利用したリスクコミュニケーションの実施

- ・オンライン会議システムの利用
- ・YouTubeを利用した動画配信

具体的な取り組み

- 地方公共団体を対象とした全国会議（YouTube動画配信）
- 食品関係事業者・関係団体をターゲットとした精講（YouTube動画配信）
- 地方公共団体との共催・意見交換会（オンライン会議システム）
- 一般消費者・学校関係者・食品関連事業者などを対象SNS（FacebookやYouTube）を利用した情報提供

2 様々な手段を通じた情報の発信

- 様々な手段を通じた情報の発信については、①年誌を含めた広報誌等の紙媒体、②ホームページ、Facebook、メールマガジン、ブログ及びYouTubeを通じたネット媒体、③意見交換会等を通じた直接対話により実施。特にFacebookについては、機動的な対応も含めた各種記事の配信に傾注

○ 利便性向上のためのホームページ改善

| 発行月 | 内容 |
|------|-------------------------------------|
| R2.9 | 消費者向けページの相互リンクバナー設置、50音八ザード情報の掲載見直し |

○ 年誌「食品安全」

| 発行月 | 内容 |
|--------|---|
| R 2. 7 | 委員長及び各委員紹介、食品健康影響評価、リスクプロファイル、ファクトシート、主な出来事 |

3 グッズボックス

| 内容 |
|------------------------------------|
| 食品安全の考え方、食品安全は量の問題、食中毒全般等（年間12回発信） |

○ 学会ブース等掲示用のポスター

| 内容 |
|--|
| 「食品安全委員会の業務」 「食品安全に関する国際的合意」 「リスク評価の基本ステップ」 「リスク評価の実例」 <P9参照> |

○ Facebookの記事数・閲覧者数・いいね数の推移

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 記事数 | 151 | 190 | 208 | 182 | 203 |
| 閲覧者数 | 490,246 | 647,093 | 472,239 | 420,094 | 438,702 |
| いいね数 | 3,694 | 4,323 | 4,773 | 5,193 | 5,578 |

○ Facebookの記事の事例

<機動的対応>

| 投稿日 | 投稿記事 | 閲覧者数 | いいね数 | シェア数 |
|------|------------------------|-------|------|------|
| 4/13 | 「健康食品で特定の感染症は予防できません！」 | 5,733 | 324 | 63 |

※新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う緊急事態宣言を受けて配信

<科学的知識の普及>

| | | | | |
|------|--------------------------------|-------|-----|----|
| 1/22 | 【生活の中の食品安全】食品添加物のほなし1～食品添加物とは～ | 3,001 | 210 | 28 |
| 2/1 | 【シリーズ：カフェインを知らう】様々な飲み物とカフェイン | 3,434 | 175 | 28 |
| 3/15 | 【いわゆる「健康食品」について】 | 3,063 | 183 | 31 |

○ メールマガジン登録者数

| | 28年度末 | 29年度末 | 30年度末 | 元年度末 | 2年度末 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| weekly版 +読み物版 | 9,377 | 9,211 | 9,217 | 9,005 | 8,824 |
| 読み物版 | 673 | 746 | 838 | 868 | 868 |

(参考1) 「食品の安全性に関する用語集」の一部見直し

- 令和3年3月に疫学関連用語の見直しを行い、ウェブサイトを更新
- 用語は、今後も必要に応じて随時更新

アクセス方法

- ① 食品安全委員会HPのトップページから



- ② URLは以下のとおりです。

<http://www.fsc.go.jp/yougoshu.html>

- ③ 右のQRコードからもアクセスできます。

Web版 食品の安全性に関する用語集 Web版
QRコードをスマートフォンで読み取ると、Web版の用語集にアクセスできます。



ホーム > 用語集

食品の安全性に関する用語集

食品の安全性に関する用語集は、一般消費者を含む皆さまが食品健康影響評価を理解するために知っていただきたい用語を整理したものです。

「更新情報」

- ・「疫学」分野を追加しました。(令和3年3月)
- ・食品の安全性に関する用語集(第6版)のPDF版を掲載しました。(令和2年2月)

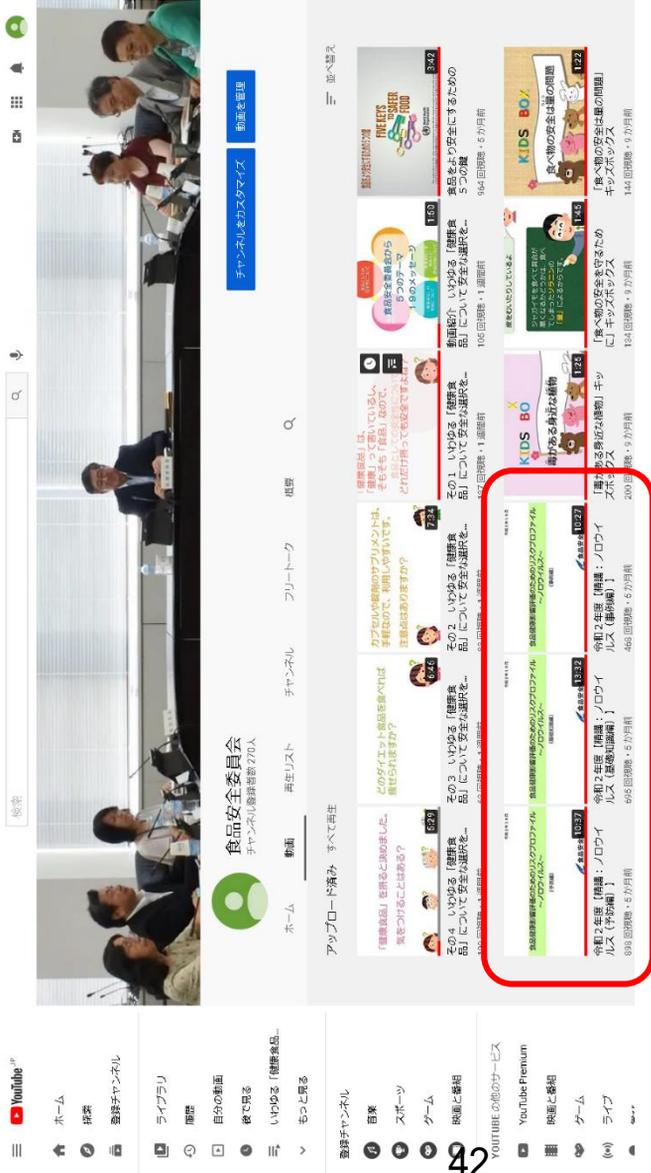
■ 検索したい分野をクリックしてください

| | |
|----------------------------|----------------|
| > リスクアナリシス (リスク分析) の考え方 | > リスク評価 |
| > 毒性及び毒性試験 | > 疫学 |
| > 分析・単位 | > 化学物質系分野 |
| > 生物系分野 | > 新食品・栄養等分野 |
| > 放射線物質 | > リスクコミュニケーション |
| > その他 | |
| > 用語一覧 (ごちからから50音順に検索できます) | |

用語は随時更新しています。

(参考2) 山本委員による精講 動画配信による科学的知識の普及啓発

YouTubeを利用した動画コンテンツ



精講：食品健康影響評価のための リスクプロファイル「ノロウイルス」

基礎知識編

ノロウイルスの特徴

RP-4、13/22

- カリシウイルス科ノロウイルス属
- ・ヒトノロウイルス、ブタノロウイルス、ウシノロウイルス、マウスノロウイルス等、
- ・一般的には、ヒトノロウイルスのことを指す

- 形状：30～40 nm前後の球形
- ・非常に小さい
- ・エンベロープ（脂質性の膜）がないため、アルコールが効きにくい。



予防編

予防対策—ノロウイルス感染を防ぐために—

- 食品を扱う人は、**「感染しているかも」**という気持ちで常にしっかり対策を！
- ◆家族が感染した場合も、勤務先に報告しよう
- ◆自分が感染したら、**「まずは休む」**
- ・ノロウイルスを保有していないことが確認されるまで、食事を扱わない（運つ業務をする）



事例編

食品製造者、調理従事者に起因する食中毒（2） RP-50

- ・有症者便、調理従事者便、給食食材（食パン）、施設、パン製造業者作業服からノロウイルスGII.4が検出された

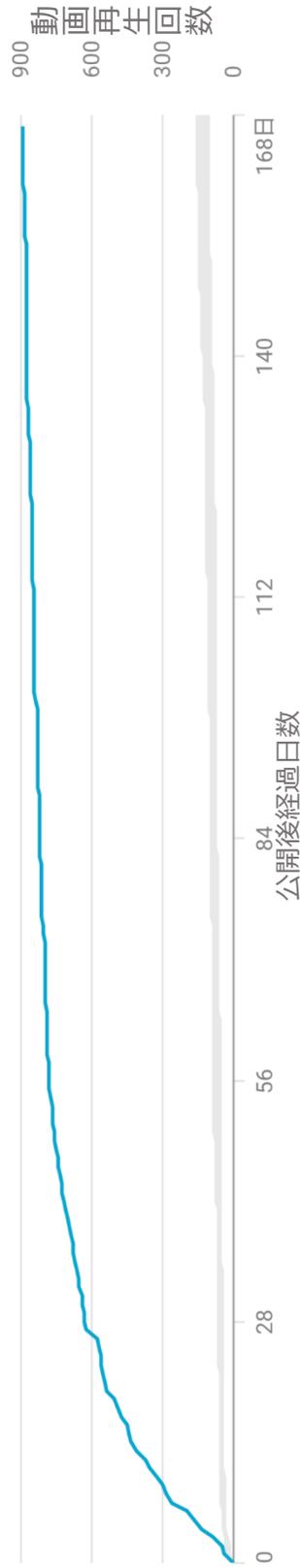


テーマ別に3本の動画に
分割して聞きやすく

- 基礎知識編 13分32秒
- 事例編 10分27秒
- 予防編 10分37秒

再生状況（予防編）

■ 動画の再生回数 ■ 精講配信以前の動画の再生回数の傾向



- 公開後の再生回数は、それまでに配信した動画の再生回数を大きく上回る
- 基礎知識編 688回
- 事例編 463回
- 予防編 895回
- (2021/4/15時点)

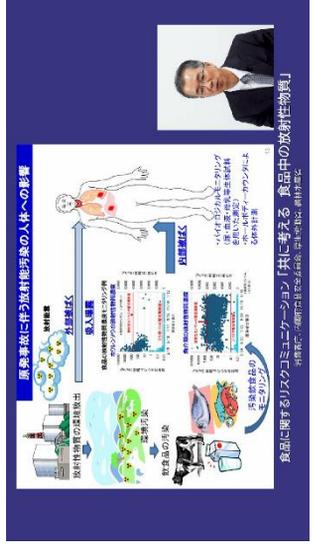
4 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発（リスク管理機関との連携）

○ 関係府省庁と連携し、消費者、学生、児童を対象に意見交換会等を実施

○ 関係省庁と連携した意見交換会

| 開催日 | 開催地 | 内容 | 対象者 |
|-------------------|-----|------------------------------------|-------|
| 11/6 | 滋賀県 | 食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える食品中の放射性物質」 | 学生 |
| 12月 (オンデマンド授業) | 東京都 | 食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える食品中の放射性物質」 | 児童 |
| 12/21～ | 配信 | 知ろう！考えよう！食べもの放射性物質 | 一般消費者 |
| 3/1～ | 配信 | 食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える食品中の放射性物質」 | 一般消費者 |

43



★意見交換会への感想

- 食品の放射性物質に対して自分も不安に思っていたが、今回の講義を視聴してあまり不安はなくなった
- 政府や農家の方などが、様々な対策を取られていることや、食品中の放射性物質が基準値を超えていないことを知り、誤解が解けた
- 無知であることは恥ずかしい、もったいないと感じた
- 放射線をやみくもに怖がるのではなく、正しい知識をもって科学的な根拠によって自分で考えていくことが重要だと感じた

5 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発（マスメディア、関係団体との連携、学術団体との連携）

- 消費者団体・マスメディアを対象に、食品の安全に関する社会的関心が高いテーマについて、基礎的な科学的情報を提供
- 関係団体との連携を強化

○消費者団体との意見交換会 開催実績

| 開催日 | テーマ |
|------|--|
| 7/22 | 「リスク評価の透明性を確保するために」 食品添加物の評価を事例として、健康影響評価のプロセスと調査 審議の透明性確保について解説した |
| 9/25 | 「健康食品」について安全な選択をするために いわゆる「健康食品」を摂取する際に注意すべき事項を19の メッセージとともに解説した |

○食品関係事業者と連携した、情報・意見交換会の開催

| 開催日 | 概要 |
|------|---|
| 4/25 | ●コープデリ生活協同組合連合会 食品安全委員会のリスク評価の動向について解説し、意見交 換 |

○マスメディアとの意見交換会 開催実績

| 開催日 | テーマ |
|------|---|
| 3/18 | <p>「科学に基づく報道とはなにか 食品安全委員会のリスク評価」 残留農薬の評価を中心として、食品安全の枠組み、評価の信頼性 確保の取り組みについて解説した</p> <p>★意見交換会への感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な内容であったので、もう少し具体的な事例に触れてほしかった ・質疑応答が参考になった ・オンラインの開催で運営上の手際の悪さが認められたので、改善してほしい ・もっと多数の方に参加していただけるよう広報活動をもっと少し活発にしたらどうか |

- 学術団体と連携して、食品安全委員会の委員による講演やポスター発表とブース展示内容を連動させて、学術関係者に食品安全に関する科学的情報を提供

| 学会名 | 委員の講演等 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 日本薬学会（11/7） | 川西委員：講演「食品の安全確保におけるレギュラトリーサイエンスの役割」 |
| 日本食品化学学会（12/2） | 川西委員：講演「食品安全委員会における食品リスク評価の動向」 |
| 日本食品衛生学会近畿ブロック（12/18） | 吉田緑委員：講演「残留農薬等の安全性評価」 |
| 日本農薬学会（3/8-10） | 要旨集に食品安全委員会の活動を紹介する広告を掲載 |